文部省著作教科書
民主主義
下

目次

第十二章　日本における民主主義の歴史

一　明治初年の自由民権運動……二三三
二　明治憲法の制定……二三九
三　明治憲法の内容……二四一
四　日本における政党政治……二四六
五　政党政治の末路……二五二

第十三章　新憲法に現われた民主主義

一　日本國憲法の成立……二五八
二　國民の主権……二五九
三　國会中心主義……二六八
四　違憲立法の審査……二七四
五　國民の基本的権利……二七六

第十四章　民主主義の学び方
一　民主主義を学ぶ方法……二八三
二　学校教育の刷新……二八三
三　教育の機会均等と新教育の方針……二八八
四　「民主主義の教育」の実践……二九三
五　校友会……二九八
六　校外活動……三〇一
第十五章　日本婦人の新しい責任
一　婦人参政権運動……三〇五
二　婦人と政治……三一〇
三　これからの女子教育……三一四
四　婦人と家庭生活……三一八
五　婦人と労働……三二五

第十六章　國際生活における民主主義
一　民主主義と世界平和……三二九
二　國際民主主義と國際連合……三三三
三　世界國家の問題……三四一
四　ユネスコ……三四四
五　日本の前途……三四九
第十七章　民主主義のもたらすもの
一　民主主義は何をもたらすか……三五三
二　民主主義の原動力……三五四
三　民主主義のなしうること……三五九
四　協同の力……三六四
五　討論と実行……三六九

第十二章　日本における民主主義の歴史

一　明治初年の自由民権運動

明治の先覚者、福沢諭吉は、明治五年から九年にかけて著わした「学問のすゝめ」という本のはじまりに、「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず。」と書いた。民主主義の根本精神は、この一言の中によくいい表わされている。明治初年の日本人の中には、このように民主主義の本質を深くつかんだ人々があった。そうして、それらの人々が先頭に立って、民主主義の制度をうちたてようとする真剣な努力が続けられた。その努力はどれだけの実を結んだか。どうしてその日本が、近ごろになって急に民主主義とは正反対の独裁主義と軍國主義の方角に走ってしまったのか。その歴史をしばらくふり返ってみることにしよう。

長い鎖國の夢をむさぼっていた日本のとびらをたゝき、日本人に、廣い世界に目を向けなければならないことを教えたのは、嘉永六年（一八五三年）のアメリカ合衆國の使節ペリーの來航である。この事件は、日本の開國を促す発端であったと同時に、政治のことについておゝぜいの人人の意見を求めるという慣例を作るいとぐちともなった。というのは、幕府は事の重大なのに驚いて、どうすべきかについて諸侯の意見を尋ね、それが先例となって、その後もいろ〳〵な場合

に大名たちに相談をするならわしとなったからである。そのころから幕府の勢いはだん〳〵と衰え、朝廷がしだいに実際の政治に関與するようになってきたが、諸侯の意見を聞いて政治の問題を決めるという方針は、朝廷によっても引き継がれた。それと同時に、欧米諸國の議会政治についての知識も、おぼろげながら傳えられ、欧米に派遣された外交使節や随員たちは、じゅうぶんにはわからないながらも、その実際の運用を目で見、耳で聞いて來るというわけで、「公議輿論」に基づく政治の必要を説く者がしだいに多くなってきた。慶應三年（一八六七年）の十月三日に、土佐の前藩主山内豊信が将軍徳川慶喜に大政奉還をすゝめ、朝廷の下に「公議政体」を樹立するという意見を述べたのは、このような機運によって生み出された一つの結論にほかならない。

だから、明治政府も、その創立の初めには公議輿論の尊重を政治の指導方針の一つとして掲げた。慶應四年三月の五箇條の御誓文が、「廣く会議を興し万機公論に決すべし」という原則を掲げたのは、その現われである。つゞいて発表された政体書は、権力分立主義にのっとって中央政府の組織を定め、立法機関として「議政官」を設けることとした。議政官は上局と下局とに分かれ、上局は宮・公卿・諸侯・士・庶民から成り、下局は各藩が選んで送る貢士によって組織され、政府と諸藩との意志を通ずる意味では、特に下局が重んぜられた。この議政官はまもなく廃止され、下局は公議所と改められたが、天皇が政治を行う場合、ひろく公議輿論を聞くというしくみは、これでともかくもいちおうは整った形になったのである。

公論の尊重とならんで明治政府が掲げた方針の一つは、「四民平等」である。徳川時代には、國民の間に士・農・工・商という厳格な身分や職業による差別があった。政府は明治二年にこの身分制度を廃止し、公卿・諸侯は華族、武士は士族、庶民は平民とよぶことにし、國民として全部同じような取り扱いを受けるようになった。それと同時に、職業選択の自由が認められ、だれがどんな職業についてもさしつかえないことになった。これは、もちろん、すべての國民が法のもとにまったく平等に取り扱われるという狀態にはまだ遠く及ばなかったにしても、封建時代から民主主義的な時代への一つの前進であったといってよい。

明治政府は、このようにして庶政の一新を図ったが、政府の基礎が固まってくるにつれて、公議輿論に対する関心はしだいに薄らぐかたむきを示した。すなわち、明治二年七月には、前に述べた公議所をやめて集議院を設けたが、これはもはや立法についての議決機関ではなくて、たゞ多くの人々の意見を聞くための諮問機関にすぎなかった。しかも、明治四年には、集議院も廃止され、それに代わって、立法の諮問機関として左院がおかれた。しかし、左院の議員は政府によって任命されたのであるから、代議制度としての性質は集議院よりもいっそう少ないものであったといわなければならない。

そも〳〵明治維新は、主として薩長土肥四藩の下級武士によって推進されたので、明治新政府は初めから藩閥的性格を帯びていた。ことに薩長的色彩が濃厚であった。そこで、この藩閥政治に対して政治の民主化を求める主張が強く唱えられはじめた。中でも、板垣退助は明治四年の廃

藩置縣にあたって、これほどの重大な問題を政府の少数の人々だけで決めたのは專制的である、といって非難し、そういう傾向を防ぐために民選議院を設ける必要があることを主張したといわれる。板垣退助は、外交上の意見の不一致から、副島種臣や江藤新平などとともに政府の參議の職から退いたが、これらの人々は、明治七年の一月に民選議院設立建白書というものを政府に出して、その主張の実現に向かってのりだした。これは、士族および豪家の農商らに選挙権を與え、その公選による議会を作ろうとする主張であって、ひろい國民代表制度の確立を目ざしたものとはいいえないが、この建白書が新聞に発表されると、世の中でも賛否両方の議論がたゝかわされ、議会の開設を要求する声はだん〳〵と大きくなっていった。

このころになると、欧米の民主主義や議会制度に対する理解もすゝみ、自由民権を唱え、立憲政治を主張する書物がつぎ〳〵に公にされるようになってきた。すでに加藤弘之の「立憲政体略」は明治元年に、同じく「眞政大意」は明治三年に出版され、前にも述べた福沢諭吉の「学問のすゝめ」のごときは、人間の自由と平等とを平易に說いた新思想の書として、数年の間に数十万冊の発行部数を重ね、自由民権の考え方をひろく國民の心に植えつけた。それと同時に、ジョン＝スチュアート＝ミルの「自由論」および「代議政治論」や、モンテスキューの「法の精神」や、ジャン＝ジャック＝ルソーの「社会契約論」など、民主主義の原理を說いた西洋の名著が、明治初年から明治十年前後にわたって飜訳され、自由民権運動の思想的基礎を築くのに役だった。

そこで、板垣退助は、この運動を押しすゝめるために政党を組織することを企て、明治七年の四月、鄉里の土佐に帰って立志社という團体を作り、翌八年の二月には大阪で愛國社を設立した。その根本方針は、人民の自覚的な運動によって、人民の輿論を基礎とする政治を行おうとするにあった。しかし当時は、一般の政治意識はまだひじょうに低かったけれども、この運動は当時の政治の運営に対する変革を目的とするものであったから、社会の現状に不満をいだく人々はだんだんとこの運動に参加するようになった。そこへ、明治十年の西南戰爭が起ったが、この戰爭の失敗は、人々に武力によって政府を倒そうとすることの不得策を教え、言論の力によって現状を打破しようとする勢いに更に拍車をかけた。こうした動きが全國にひろまった結果、明治十四年の十月に至り、明治二十三年を期して國会を開く旨を約する詔勅が発せられたのである。

國会開設の目標が定まるとともに、自由民権派による政党の結成はいよ〳〵具体化し、その同じ月に板垣退助を総理とする「自由党」が誕生した。自由党の掲げた政綱は、「自由ヲ拡充シ権利ヲ保全シ幸福ヲ増進シ社会ノ改良ヲ図ル」こと、および、「善美ナル立憲政体ヲ確立スルコト」であって、これに加わったおもな人々には、後藤象二郎・中江篤介（兆民）・大石正己などがあった。一方、自由党の主張が急進にすぎると考え、穏健な漸進主義がよいと信ずる人々は、これに対して、明治十五年三月に大隈重信を総理とする「立憲改進党」を作った。立憲改進党に名を連ねた人々には、矢野文雄・犬養毅・尾崎行雄などがある。急進論を唱える自由党の面々は、好んでフランス革命を論じ、ルソーの說を引用したのに対して改進党はイギリスの立憲政治を模範とし、イギリスの学說をひきあいに出して、その漸進論を基礎づけた。そうして、自由党が現状に

不満な士族や窮乏する農民に、改進党が都市の実業家や地方の地主や一般の知識階級に支持を求めたのも、これら二つの政党の色彩からみて当然であった。

これら二つの政党は、明治初年の民主主義運動を代表するものであったが、中でも自由党は、急進主義を採ったために反対も多く、総理の板垣退助は、明治十五年の四月に岐阜縣で、自由党を社会の秩序を乱すものと信じた一青年に襲われて負傷した。そのときかれが、「板垣死すとも自由は死せず。」と叫んだという話は、七十年前の日本の自由主義者の意氣を今日にまで語り傳えている。

自由民権論者がしだいに急進主義にかたむくにつれて、藩閥的專制政治を続けようとする政府はいろ〳〵な手段をもってこれに彈圧を加え、あるいは、これを懐柔した。特に自由党に対しては、地方の有力者をして財政上の援助を與えることを拒ましめたので、自由党はやがて資金難に陷り、明治十七年十月には解党のやむなきにいたった。つづいて、立憲改進党も経済界の不況と政府の圧迫とのためにいきなやみの狀態となり、政治運動としての力は衰えて、單に形だけをとどめるにすぎないようになった。その間にあって、急進派の人々の中には、もはや言論では効果はないから、直接行動によって政府を倒し、立憲政体をたてるほかはないと叫ぶ者が現われ、福島・高田・群馬・加波山などの各地で、そのような直接行動が起ったり、企てられたりした。このように、日本の自由民権運動は、しば〳〵流血にいろどられつゝ展開されたのであるが、これに加わる者は少数であり、いずれも失敗に終ったばかりでなく、かえって一般の人々に反動的な氣持をさえいだかせた。

しかし、明治十九年ごろから経済界の景氣が回復しはじめるとともに、國会開設の時期が近づくのとあいまって、一時は悲境に沈んだ自由民権派の運動はふたゝび生氣を取りもどした。かれらは、その当時やかましかった條約改正の問題をとらえ、外交の建て直しを唱えると同時に、地租の輕減と言論集会の自由とを叫んで政府に迫った。このとき、その運動の中心となったのは、後藤象二郎であった。かれは、「人民はすべからく小異を捨てて大同につき、團結して強い世論をつくり、これを背景にして議員を議会に送り、それによって民意を表わした政治を実現し、内外の難局を打開しなければならぬ。」と説き、旧自由党系の人々および改進党員に呼びかけて、いわゆる大同團結運動を起した。政府は保安條令を作ってこれをおさえようとしたので、人心はます〳〵わきたった。こうした情勢のもとに、明治の日本は、二十二年の憲法発布の日を迎えたのである。

二　明治憲法の制定

日本でも西洋の國々に習って憲法を作ろうという考えは、明治の初めからあった。すなわち、左院で憲法を作ることが考えられたが、それとは別に、明治四年に岩倉具視とともに欧米を視察した木戸孝允や大久保利通なども、五箇條の御誓文の精神に基づき、憲法を作らなければならないという意見を述べており、中でも木戸は憲法の草案を作ったりしている。左院は明治八年にな

くなり、その代わりに元老院ができたが、明治九年の九月には、明治天皇は元老院に憲法草案の起草を命ぜられた。そこで、元老院は、主として、一八三〇年のベルギー憲法および一八五一年のプロシア憲法にならって、憲法の草案を作りあげ、明治十三年に天皇のもとにさし出した。しかし、これは、わが國体に沿わぬなどの理由で、けっきょく採用されずに終った。

そのうちに、政治の革新を求める声はますますやかましくなり、前にも述べたように、明治十四年には、明治二十三年を期して國会を開くという詔勅が発せられた。國会を開くということになれば、それに先だって憲法を制定しなければならない。そこで、政府は、参議伊藤博文をヨーロッパに派遣して、憲法のことを調べさせることになった。伊藤参議が最も力を入れて研究したのは、プロシアをはじめドイツの國々の憲法であった。なぜならば、そのころのドイツでは君主の権力が強く、議会の力はイギリスやフランスのように強くなかったので、日本が参考にするには、イギリスやフランスの制度よりもドイツの方がよいと思ったからである。つまり、議会の力が強くなって天皇の地位を脅かすようになっては困ると考えたからにほかならない。

明治十六年に日本に帰って来た伊藤博文は、議会開設に備えていろいろな用意を整えた。まず華族制度を定めて、議会開設のとき、民間代表の衆議院に対應して貴族院を設け、その議員をここから出せるようにした。また十八年には内閣制度を確立した。そうして井上毅らにてつだわせて、極秘のうちに明治十九年から草案の起草にとりかかり、明治二十一年の春にこれを完成した。できあがった草案は、新たに設けられた枢密院で更によく研究することになり、いろいろな修正が加えられた。明治天皇はこれを採用し明治二十二年（一八八九年）二月十一日に、「大日本帝國憲法」と名づけて発布された。

この憲法ができたのは、イギリスの議会が一六八九年に國王に「権利章典」を認めさせてから、ちょうど二百年、フランス國民が一七八九年の大革命のさ中に「人権宣言」を発表してから、まる百年たっている。その制定には、日本國民は直接にはたずさわらなかったが、明治初年以来の自由民権運動は、この憲法の成立を促す大きな力となった。明治憲法の内容は、民主主義の標準からみればいろいろと不完全なところもあったが、アジアとしては最初の近代的成文憲法であった。かくて、この憲法は、第一回帝國議会開会の日、すなわち明治二十三年十一月二十九日から施行され、その日から日本はともかくも立憲政治の行われる國となった。

三　明治憲法の内容

明治憲法は「欽定憲法」である。欽定憲法というのは、君主の意志によって作られた憲法のことである。明治憲法は、形のうえでは明治天皇が伊藤博文その他の人々に命じて草案を作らせ、枢密院の議を経て裁可されたものである。したがって、その制定には、國民の代表者は少しも参加していない。しかも、その改正は國民が容易に行うことのできないものとされていた。民主主義は「國民の政治」なのだから、ほんとうに民主的な憲法は、國民の代表者によって作られた「民定憲法」でなければならない。だれの意志によって憲法を作るかということは、國の主権が

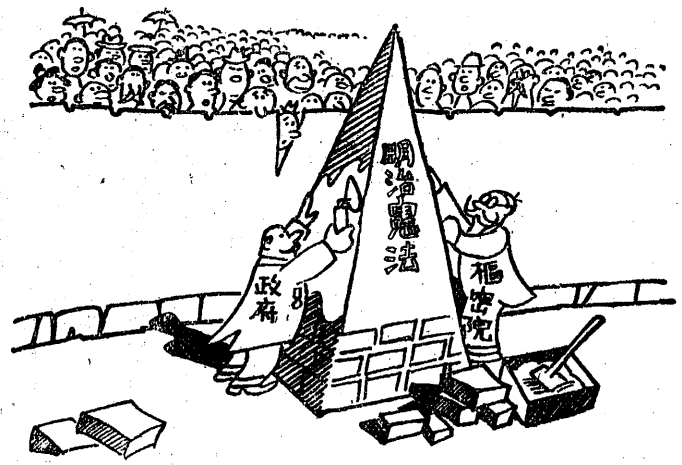

どこにあるかによって決まる。主権が國民にあるということになれば、憲法は当然に民定憲法として作られる。これに対して、明治憲法が欽定憲法として制定されたのは、その根本に、主権は天皇に存するという考え方があったからである。だから、明治憲法は、日本の國を統治するのは「万世一系ノ天皇」であるという原則を、その第一條に掲げたのである。いいかえれば、日本で行われるのは、民主主義がいうところの「國民の政治」ではないという態度を明らかにした。

しかし、それでは、明治憲法には民主主義の要素はいっていないかというと、そうはいえない。この憲法は、「天皇の政治」というたてまえをくずさないかぎりで、なるべく國民の意志を政治の中に取り入れうるようにくふうしてある。立法も行政も司法も、形のうえでは「天皇の政治」の一部分なのであるが、その実際の筋道は、やり方しだいでは、民主的に運用することができるようになっていたのである。

まず、明治憲法によって、日本にもはじめて議会が設けられた。この「帝國議会」は、貴族院と衆議院とから成り、衆議院の議員はすべて國民の中から選挙された。そうして、法律を作ったり、國の予算を決めたりするには、かならず帝國議会の議決を経なければならないものと定められた。かくて、議会の賛成なしには國の政治を行うことは原則としてできないことになった。そのかぎりでは、國民の意志が政治のうえに反映するような制度になっていたといってよい。

次に、行政については、天皇の大権が直接に行われることになっていたが、憲法は行政の当面の責任者として國務大臣という制度を設けた。そうして、天皇の政治に関する行為は、かならず國務大臣の輔弼によってなされるものと定めた。いいかえると、天皇も、國務大臣の意見に基づかないでは政治を行うことはできないようになっていたし、行政についての責任は國務大臣が負うべきものと定められていた。これは、政治の責任が天皇に及ぶことを避ける意味であったと同時に、天皇の専断によって専制的な政治が行われることを防ぐための同意でもあった。

更に、司法権は、裁判所が、政府からも議会からも干渉されないで、法律の定めに従って、独立に行うことになっていた。したがって、國民は、法律によらないで捕らえられたり、処罰されたりすることがないように定められ、言論の自由や信教の自由をむやみに制限すべきではないという保障が、憲法によって與えられた。そういう点では、明治憲法の中にも相当に民主主義の精

神が盛られていたということができる。

しかし、その反面また、明治憲法の民主主義は、はなはだ不徹底なものであったことも疑いのない事実である。單に不徹底であったばかりではない。明治憲法の定めた制度には、民主主義の発達をおさえるようなところもかなりに含まれていた。そうして、そういう方面を強めていけば、民主主義とはまったく反対の独裁政治を行うことも不可能ではないようなすきがあった。このことをはっきりさせるために、その中でもおもだった欠点を明らかにしておくことにしよう。

明治憲法の民主主義が不徹底なものであることを示す第一の点は、帝國議会の組織である。議会は両院制で、衆議院の方は國民の選んだ議員によって成りたっていたが、その選挙権にはいろいろな制限があった。ことに、ある金額の直接國税を納める者だけしか選挙権が與えられないという民主的でない制限がなか〳〵取り除かれなかった。たび〳〵の選挙法の改正を経て、大正十四年になって、はじめて男子だけの普通選挙が認められることになった。しかし、これは、他の多くの民主國家でもだん〳〵と改善されてきた点だから、それでもよいとして、問題は貴族院である。貴族院議員のおもなものは華族議員で、これはもとよりきわめて封建的な色彩の強いものであった。そのほかに、勅選議員とよばれるものがあったが、これは政府が任命するので、明らかに國民の代表者ではなかった。少数の金持が互選する多額納税者議員もあった。しかも、このように封建的・金権的な色彩の強い議員によって組織された貴族院は憲法上ほとんど衆議院と同等の力を持っていた。だから、貴族院が反対すれば、法律も制定されず、予算も成立しなかった。

したがって、貴族院は、國民の代表者たる衆議院の力が強くなることをことさらにおさえようとする、非民主的な制度であったといわなければならない。

次に、行政の方面では、天皇の統治権は國務大臣の輔弼によって行われ、天皇の発する勅令は、議会にかけて制定される法律にそむくことはできないようになっていたが、「独立命令」という形式を用いれば、法律によらないでも國民にいろ〳〵な義務を命ずることが可能であった。また、議会が開かれていないときでも、さし迫った必要があれば、「緊急勅令」によって法律と同じことを決めることができた。予算をたてるには、議会の議を経なければならないことになってはいたが、やむをえない必要が起れば、議会にかけずに予算を作ることができた。政府の提出した予算を議会が否決しても、そういう場合には、前年度の予算をそのまゝひき継ぐことになっていたから、たいしたさしさわりは起らなかった。このように、せっかくいちおうは國民を代表する議会があっても、行政権の力が強くて、いろ〳〵と國民の意志によらない政治を行うことができるようになっていた。

ことに、民主主義の立場からみて明治憲法のいちばん大きな欠陥は、陸海軍の行動については、議会も内閣もどうすることもできない点がたくさんあったという点である。いわゆる「統帥権の独立」というのがそれであって、陸軍や海軍はあらかじめ議会や内閣に相談しなくてもいろいろなことができた。軍部は、この特殊な制度を悪用して、だん〳〵と議会をおさえ、政府を思うとおりに動かすようになっていき、戦争の準備をするという必要を掲げれば、軍備を拡張する

ことも、産業を統制することも、言論を封ずることも、思想を取り締まることも、自由自在であるというようになった。そこで軍閥は、「廣義國防」などということばをふりまわして、政治の実権をその手に握り、國民の権利を踏みにじって、無謀な戦争を計画するようになった。明治憲法が制定された当時にはそんなつもりはなかったにしても、後になってそのような結果を招いたことは、なんといっても明治憲法の最大の弱点であったといわなければならない。

四　日本における政党政治

明治憲法ができたとき、内閣総理大臣の黒田清隆は、府縣知事を集めて、「人はそれ〴〵政治上の意見が違うから、同じ意見の人々が集まって政党を作るのはやむをえないが、政府はいつも一定した方針を採り、政党の外に超然として公正な道を歩み、ある一つの政党にかたよったり、組みしたりしてはならない。」と說いた。そのころの枢密院議長伊藤博文も同じような考えで、政党政治に反対した。憲法ができ、議会が設けられることになり、政党が組織されても、政府の側の有力な人々は、どこまでも自分たちの力で國を治めていこうと思い、政党に政治上の権力を與えることは危険であると主張した。こういうように、議会の多数党をも無視して政治を行う方針を、人は超然主義とよび、そのような政府を「超然内閣」と名づけた。

明治二十三年七月に、はじめて衆議院議員の総選挙が行われ、その十一日には第一回の帝國議会が開かれたが、そのときの衆議院は反対党の方が絶対に多数であった。そこで、超然主義の立場に立つ山縣有朋を総理大臣とする政府と、これを攻撃する反対党とは、予算の問題をめぐって激しく争ったが、反対党の中に政府の味方をする者が出たので、ようやく第一回議会は終った。しかし、翌年の第二回議会では、政府と反対党との争いはますます激しく、ついに政府は議会を解散してしまった。

こういうようでは、いかに超然主義の政府でも、議会をあやつることはむずかしい。そこで、明治二十五年の総選挙の際には、そのときの政府たる松方内閣は、反対党の議員が当選することを妨げるために、全國各地で選挙に大きな干渉を加え、方々で死人やけが人が出るという騒ぎを演じた。しかし、そういうことをやったにもかゝわらず、選挙の結果はやはり反対党の勝利に終ったので、第三回議会では、ついに内閣不信任決議案が提出され、可決された。それでも、松方内閣は辞職しなかったばかりか、かえって議会を停会していすわってしまった。その後の議会においても、反対党は内閣弾劾案をひっさげては政府に迫り、政府は衆議院を解散したり、天皇の詔勅を仰いでいたりして、議会をおさえるのにけんめいであった。

そういう状態が少しずつ改まって、政党を地盤とする政府ができるようになったのは、日清戦争以後のことである。戦争が終って平和が帰ってきたとき、伊藤博文を首班とする内閣は、戦後の國家経営の重大性を名として、在野党の一つである自由党と手を握った。これは、それまでの政府が掲げてきた超然主義を捨てたものとみることができる。これに対して、反政府派の方は、進歩党という政党を作ったが、政府は、そのとき〳〵の模様によって進歩党の助力をも借りた。

わが國政党政治発達の年譜

明治	七、一	板垣退助・副島種臣ら民選議院設立建白書を政府に提出。
〃	七、四	板垣退助土佐において立志社を組織。
〃	八、二	板垣退助大阪において愛國社を組織。
〃	一四、一〇	明治二十三年に國会を開設する旨の詔勅下る。
〃	一四、一〇	板垣退助を総理とする自由党結成。
〃	一五、三	大隈重信を総理とする立憲改進党結成。
〃	一五、四	板垣退助岐阜において襲われる。
〃	一七、一〇	自由党解党。
〃	一八、一二	内閣制度実施。
〃	二〇、二	保安條令公布。
〃	二二、二	明治憲法発布。
〃	二三、七	第一回衆議院総選挙。（直接國税年額十五円以上納付のもの）
〃	二三、一二	第一回帝國議会召集。
〃	二三、六	自由・進歩の二党合同して憲政党を組織（二十二日）
〃	二三、六	保安條令廃止。（二十五日）
〃	二三、六	大隈憲政党内閣成立。（三十日）
〃	二三、一〇	憲政党の自由派新たに新憲政党を組織。
〃	二三、一二	憲政党の進歩派新たに憲政本党を組織。
〃	二三、三	衆議院議員選挙法改正。（直接國税年額十円以上納付の者のみ）
〃	二三、九	憲政党を解党して伊藤博文政友会を組織。
〃	二四、五	安部磯雄・幸徳秋水ら社会民主党を結成、即日解党。
大正	五、一〇	憲政会結成。政友・憲政両党二大政党として対立。
〃	七、一〇	原政友会内閣成立。わが國最初の典型的政党内閣。
〃	八、六	衆議院議員選挙法改正。（直接國税三円以上の者のみ）
〃	一四、五	普通選挙法公布。（二十五才以上の男子）

しかし、政党の方も、自由・進歩両党に分かれていては、いつも政府にあやつられるおそれがあるというので、明治三十一年に合同して一つの大きな政党を作った。憲政党がそれである。そこで、伊藤内閣は総辞職をし、憲政党の大隈重信を総理大臣とし、板垣退助を内務大臣とする内閣ができあがった。この内閣では、陸海軍大臣を除いては、すべての大臣に憲政党員が任ぜられた。だから、この大隈内閣は、日本での最初の政党内閣であるということができる。

しかし、憲政党は、もと〳〵自由党と進歩党との合同によってできた寄り合い世帯であったために、まもなくまた二つに分かれ、旧自由党系が憲政党を名のり、旧進歩党系の議員は憲政本党を作った。そこへ、以前は超然主義を唱えた伊藤博文も、議会開設以来の経験にかんがみ、政党

組織の必要を感じて、明治三十三年に新党を組織し、憲政党をその中に吸収した。それ以来、日本の議会政治を動かす大きな力となった政友会が、すなわちそれである。これに対して、反政友会派は後に合同して憲政会を組織し、政友会と憲政会とが二大政党として対立することになった。

このようにして、日本にもだん〳〵と政党を中心とする政治が行われるような形勢ができあがってきたし、それを「憲政の常道」として尊重し、ぜひそうしなければならないという考えを持つ人々が、國民の中にも多くなっていった。けれども、一つの政党にかたよった内閣では、中正の政治を行うことはできないという考え方もあり、挙國一致ということを名として超然内閣を作ろうとする勢力も、いぜんとして強かった。たとえば、日露戦争のときの桂太郎の内閣は、政友会の支持を受け、戦争が済んでからできた内閣でも、伊藤博文に代わって政友会総裁に迎えられた華族出身の西園寺公望が総理大臣であった。しかし、これらは、いずれもほんとうの政党内閣ではなかった。

政党の力はこのようにしだいに大きくなりはしたが、政治の実権はいぜん元老とよばれる数人の人の手にあった。かれらは藩閥の代表者であり、軍人・官僚の指導者であった。内閣はそれらの人々の考えによって作られ、交代させられて、政党はこれをおさえる力を持たなかった。しかし、國民の政党に対する関心はしだいに高まり、世論の力は、軍人の寺内内閣のあとをうけて、原敬を首班とする内閣を出現させた。大正七年に成立したこの内閣は、陸軍・海軍・外務の三大臣を除くすべての閣僚が政友会の党員から選ばれ、総理大臣たる原敬自身は、政友会の総裁であり、しかも、それまでの華族や大将の内閣首班とは違ってまったくの一平民であったという意味で、日本における典型的な政党内閣であり、國民も立憲政治発達のためこの出現を喜んだ。この後、衆議院に多数を占める政党が政権をとる慣例が作られたが、なお貴族院や枢密院は議会政治の発展に一つの障害となっていた。

一方、衆議院議員の選挙権に関する財産上の條件を取り除き、これをできるだけ國民の中にひろげていこうとする普通選挙運動が、おい〳〵に強く主張され、大正十四年に至って、二十五歳以上の男子には原則として選挙権を認めるという選挙法改正案が、憲政会総裁加藤高明を首班とする内閣によって議会に提出され、ついにその成立をみるにいたった。

他方また、働く國民すべての利益を主眼とする政治をしなければならないという社会主義の思想も、早くから輸入され、明治三十四年には、片山潜・安部磯雄・幸徳秋水などによって、社会民主党という日本ではじめての社会主義政党が組織されたが、これは、たゞちに政府によって解散させられてしまった。しかし、この種の運動は、その後もいろ〳〵な形をとって現われ、第一次世界大戦による経済好況とともに、物価が一般に高くなり、やがて不景気となって、労働者の生活が脅かされるようになると、労働運動が急にさかんになった。今まで少数の人々の間に限られた社会運動が、労働組合・農民組合の活動と結んで大衆の中に根をおろしていった。普通選挙運動の発展なども、このような傾向と切り離して考えることはできない。そうして、昭和三年に

行われた普通選挙法による最初の総選挙には、労働農民党・社会民衆党・日本労農党などの無産党も加わった。この選挙では無産党はわずかに八名の議員を議会に送ったにすぎなかったが、まずまずこのころまでは、日本の政治はしだいに民主主義の方向に向かってその水準を高めつゝあったものといってよいであろう。

五　政党政治の末路

このようにして、だん〳〵と発達してきた日本の民主主義の政治が、どうして急に反民主主義の方向に逆轉してしまったかということはなか〳〵むずかしい問題である。すくなくとも、それにはいろ〳〵な原因がからみあって働いていたといわなければならない。その中のおもだった原因を数えあげて、過去の日本の歴史に対する反省を加えると同時に、將來の日本の動きについての戒めとすることにしよう。

第一の原因は、政党政治の発達とともに政党相互の爭いが激しくなり、政党の勢力をひろげるためには手段を選ばないというかたむきが現われ、政党の堕落が問題にされるようになってきたということである。

多数決でもって運用される議会政治では数がものをいう。そこで政党は、議会での多数を占めることに必死となり、反対党の内幕をさらけ出したり、議員の奪いあいをやったりする。そのうえ、多数の議員を得るにも、多数の議員を養うにも、多額の費用がいるために、財閥と結託するという弊が生ずる。ひとたび政権を握り、内閣を組織した政党は、次の選挙のときにも有利な地位に立とうとして、地方の官吏などをその党の人々で固め、露骨に選挙の干渉をやる。そういうことが、日本では特にさかんに行われた。そうして、政党が國全体のことや國民のほんとうの幸福を主としないで、自党の利益だけを重んずるような政治をやっているうちに、國民が政党というものをだん〳〵と信用しなくなってきた。心ある人々は、政党政治の腐敗に眉をひそめたし、政権に野望をいだく連中は、そこを利用して民主主義反対の氣勢をあげるようになっていったのである。

第二の原因は、左翼思想がだん〳〵とひろまってきたために、政府がこれに弾圧を加え、それによって逆に右翼の思想を強めるようになったことである。

前にも述べたように、日本にもかなり前から左翼思想がはいってきて、いろ〳〵な問題を引き起した。國民の意志によって社会主義または社会主義に近い政策を実行することは、けっして民主主義と矛盾するものではない。しかし、暴力革命は社会組織を変革するための唯一の手段であると主張する少数の人々が現われ、経済界の不況や、政党政治の腐敗とあいまって、大正の末期にはそれに動かされる人々が多くなったために、大正十四年にこれを弾圧するための治安維持法が成立し、政府はこれを用いてそれらの人々の運動を厳重に取り締まった。それと同時に、日本の國体を守ろうとする勢いが、その反動としてさかんになり、共産主義はもとより、社会主義も、民主主義も、自由主義も、個人主義も、すべて日本の國体にはむかない思想であるとして、それ

らを排斥するような傾向に走ってしまった。そこへ、ヨーロッパにも右翼独裁主義の政治動向が興ってきたために、日本の政治思想がそれによって強く動かされたことも、こうした傾向を助長するのにあずかって力があった。

第三に数えなければならないのは、こうした情勢に乗じて、軍部が政治のうえに大きな力を振るうようになってきたことである。

日本には、封建時代を通じて、武士が社会の上層に立って政治を支配してきた長い歴史がある。明治になって、そういう制度は改められたけれども、日本人の心にしみこんだ軍人を重んずる氣持は、なか〳〵に抜けきれなかった。そのうえ、日清戦争や日露戦争に勝ったために、軍人の力はます〳〵強いものとならざるを得なかった。明治十八年に内閣制度ができて以来、内閣総理大臣の地位についた者は三十人を越えるが、その約半数は軍人であったということも、この事情をよく物語っている。そこへもってきて、前に述べたように、明治憲法では、陸海軍の統帥については議会も政府もどうすることもできないようになっていたために、軍人がそこを利用して政治を左右するようになっていった。昭和五年に、海軍の軍備を縮少するロンドン條約が成立したとき、海軍は、このときの政府のやり方は統帥権を侵すものであるとして激しく攻撃し、軍の考えで政治を動かすという風潮の先鞭をつけた。それ以後は、むしろ陸軍の方が政治に対して露骨な行動をとるようになったが政党政治はこのころからすたれて、それとともに民主主義の精神も衰えてしまったのは、なんとしても遺憾なことであったといわなければならない。

日本における民主主義の精神の後退を國民の心に強く印象づけたものは、暴力による直接行動があい次いで起ってきたことである。

言論の自由を基礎として政治運動をくりひろげ、政治上の問題を多数決によって決定するのは、民主主義の運用の根本原則である。しかるに、日本では、議論ではかなわないとみると、すぐに暴力を用いるという悪いくせがあった。すなわち、一部の人間が考えたことを実行に移そうとする場合に、その時代の政治の中心に立っている人を暗殺するという、最も卑怯な方法がしばしば行われた。政友会の総裁として政党内閣を組織していた原敬も、そういうしかたで暗殺された。憲政会から発展した民政党の総裁として内閣を組織した浜口雄幸は、ロンドン條約の問題がやかましかった昭和五年に、東京駅で一青年のために狙撃されて負傷し、それがもとになって死亡した。しかし、武器を持って戦うことを職分とする軍人が、その武器をみだりに振るって、要路の政治家をつぎ〳〵に殺すことを始めるにいたっては、もはや民主政治もおしまいである。そのような傍若無人な軍人の直接行動が最初に行われたのは、いわゆる五・一五事件であった。

昭和六年九月、民政党の若槻内閣のときに、満州事変が起った。これは、軍人が武力によってアジア大陸を支配しようとする直接行動のきっかけであったが、凶暴なその刃は、同時に國内政治にも向けられて、若槻内閣に次いで政権を担当した政友会総裁犬養毅はその犠牲となった。すなわち、翌昭和七年の五月十五日、政党政治の腐敗を憤る海軍青年將校の一團は、首相官舎を襲って犬養毅を倒した。そのとき、犬養首相の胸元につきつけられた短銃の前にかれが語ったと傳え

られる「話せばわかる」ということば、および、それに対して海軍士官が投げかけたという「問答無用」ということば、そうして、それに続いてとどろいた銃声ほど、明治以來ようやく発達しかけてきた民主政治から、暗い陰険な反動政治への轉換を、劇的に示したものはあるまい。議会政治は「話しあい」による政治であるが、独裁政治は「問答無用」の政治である。思えば、五・一五事件のときに響いた短銃の音は、せっかく伸びはじめた民主的な政党政治の末路を告げる弔鐘であり、日本を取り返しのつかない太平洋戦争の暴挙にまでかりたてた、おそるべき凶兆であったといえよう。

このような暴挙は、五・一五事件と前後してしばしば企てられ、あるいは実行された。昭和六年の十月事件、翌七年の三月事件、同年早春に行われた血盟團事件、昭和八年の神兵隊事件などがそれである。これらの事件を通じて、軍の政権獲得の要求はいよいよ露骨となり、過激な右翼思想をいだく人々がこれに加わった。そうして、ついに、昭和十一年の二月二十六日には、陸軍青年將校らの率いる千四百名余りの部隊が直接行動を起し、内大臣斎藤実、大藏大臣高橋是清らがその犠牲となり、内閣総理大臣の岡田啓介はわずかに死を免れた。これが、いわゆる二・二六事件である。

このような、不祥事は、すべて一部の軍人を中心とする國内政治に不満をいだく人々が、実力に訴えて政治を左右しようとする陰謀の現われである。しかるに、そういう圧力が國内に爆発しはじめると、軍部はそのはけ口を対外問題に求めるというかたむきがあった。その筋書どおりに起ったのが、昭和十二年の日華事変である。これは、「事変」という名まえでよばれてはいたが、実は、日本の軍閥が中國に向かってしかけた戦争である。戦争となれば、事の理由はなんであれ、軍人の意見が政治の中心になってくる。かくて、軍閥は、この機に乗じて日本の政治を動かす力を完全に獲得し、これに従う官僚中の指導的勢力は、ますます独裁的な制度を確立していった。政党はまったく無力となり、民意を代表するはずの議会も、有名無実の存在となった。そうして、勢いのきわまるところ、日華事変はついに太平洋戦争にまで拡大され、日本はまさに滅亡のふちまでかりたてられていった。その滅亡の運命を最後のどたん場でくい止めたものは、昭和二十年七月二十六日に連合國によって発表されたポツダム宣言と、一億玉砕を叫んでたけり狂う主戦論の嵐の中で、かろうじてこれを受諾することを決意した細い一筋の理性の綱とであったことを、日本國民は永久に忘れてはならない。

第十三章　新憲法に現われた民主主義

一　日本國憲法の成立

太平洋戰爭が最後の段階に達し、日本の完全な壞滅が刻々に迫っていたとき、連合國はドイツのポツダムにおいて宣言を發表し、日本のすべての軍隊に無條件降伏を求めると同時に、日本國民の自由に表明した意志によって、平和的傾向を持った責任のある政府ができあがるまで、日本を連合軍の占領下におくという方針を示した。更に、この宣言を受諾するという日本の申し入れに対するアメリカ合衆國の回答も、日本の最終の政治形態は、日本國民の自由に表明する意志によって決定されるべき旨を、重ねて明らかにしたのである。

近代の國家では、政治の根本の形態は憲法によって定められるのを常とする。したがって、戰爭後の日本の政治形態をポツダム宣言の示した方針に從って確立するためには、日本國民の意志による憲法が作られなければならない。ところが、これまでの日本の憲法は、天皇の命令に基づいて制定された欽定憲法であった。しかも、前の章で述べたように、明治憲法は、ある点まで民主的な政治を行いうるようにくふうされてはいたけれども、また、民主主義の發達を妨げるさまざまな制度を含んでいた。そこで、終戰後の日本では、まもなく憲法を根本から改めるということが問題になり、いろ〳〵な曲折を經た後に、國民を代表する議會の審議によって新しい憲法が作りあげられた。その新憲法が公布されたのは昭和二十一年十一月三日、それが施行されたのは昭和二十二年の五月三日である。名づけて「日本國憲法」という。

二　國民の主権

これまでにもたび〳〵述べたように、政治上の制度のうえに現われた民主主義には三つのたいせつな原則がある。その一つは、政治は「國民の政治」でなければならないということである。その第二は、政治は「國民による政治」として行われなければならないということである。その第三は、政治は「國民のための政治」を目標としなければならないということである。日本を根本から民主主義の國にするために

日本國憲法（抄錄）

前文

日本國民は、正当に選挙された國会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行爲によつて再び戰爭の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴粛な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつ

作られた新憲法は、当然にこれらの三つの原則を基礎としている。このことは、新憲法の前文にある次のことばによって、はっきりと示されている。いわく、

「そもそも國政は、國民の嚴粛な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」と。

「人類普遍の原理」というのは、どこの國でも、どんな時代になっても、正しい政治はかならずこの三つの原理によって行われなければならないという意味である。アメリカでは、第一章に述べたリンカーンの有名な民主主義の定義以來、「國民の、國民による、國民のための政治」ということが、たゞ一つの正しい政治のあり方とされてきた。日本の新憲法も、これと同じ三原則を掲げて、それを政治の根本の方針と定めた。だから、新憲法に現われた民主主義を正しく理解するためには、日本の政治形態がこれらの原則に従ってどういうように改められたかを知らなければならない。

まず、その第一の原則は、新憲法では、國政の権威は「國民に由來し」ということばでいい表わされている。これは、リンカーンの「國民の政治」ということばと同じく國の政治を行う力の源泉が國民にあることをいう。これを更に別のことばでいうと、國民に主権がある、國民が主権者であるという意味になる。だから、新憲法は、前文の始まりのところで「主権が國民に存することを宣言し」ているのである。

新憲法がとったこの根本の態度を明治憲法のそれと比べてみると、その間にきわめて重大な

て、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隷從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに專念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に從ふことは、自國の主権を維持し、他國と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一條　天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。

第四條　天皇は、この憲法の定める國事に関する行爲のみを行ひ、國政に関する権能を有しない。

第六條　天皇は、國会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七條　天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行爲を行ふ。

一　憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

第十一條　國民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十二條　この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこ

変革が行われたことが、一目でわかる。なぜならば、明治憲法の上諭には、「國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ子孫ニ傳フル所ナリ」と書いてある。その意味は、國家を統治する權力は、日本國の始まったとき以來、歷代の天皇が代々受け継いできたもので、これを、更に同じように自分から子孫に傳えるというのである。

では、この權力のそも〳〵の根源はどこにあるのだろう。つまり、いちばん初めの天皇は、どうしてこういう權力を得たのであろう。これは、建國の神話では、天照大神が「豊葦原の瑞穗の國は、これわが子孫の王たるべき地なり」と言われたためだと說明されている。いいかえれば、國を治める權力は神勅によって天皇に與えられたので、その源は神の意志にあるというのである。明治憲法はこの考え方をそのまゝ採用して、この憲法は祖宗の殘された教えを明らかにしたものであると述べた。これに反して、新憲法は、この考え方を捨てて、まったく新しい別の立場を採った。國を治める權力の源は、國民の意志にあるのであり、したがって、主權は國民に存するというのである。このように、新憲法は、まず國民主權の原則を第一に確立した。そうして、それと同時に、主權者たる國民には、これまでとはまったく違った重大な責任が課せられることになった。

いまや、新憲法のもとでは、われ〳〵國民が政治の主人である。新憲法の標語にいわれたように、「われらが治めるわれらの日本」となったのである。これは、日本の歷史始まって以來の大きな變化である。明治憲法では、君臣の別が定まっているということが基本的な觀念であり、國民道德は臣民の道に盡きていた。君は上

れを利用する責任を負ふ。

第十五條　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて、公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選擧については、成年者による普通選擧を保障する。

すべて選擧における投票の秘密は、これを侵してはならない。選擧人は、その選擧に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十七條　何人も、公務員の不法行爲により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團体に、その賠償を求めることができる。

第十八條　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九條　思想及び良心の自由は、これを侵しては

ならない。

第二十條　信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團体も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

第二十五條　すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む權利を有する。

國は、すべての生活部面について、社會福祉、社會保障及び公衆衞生の向上及び增進に努めなければならない。

第二十六條　すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七條　すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。

第二十八條　勤勞者の團結する權利及び團体交渉そ

にあって統治し、民は下にあってこれに仕え、たゞ命これつゝしまなければならないとされていた。新憲法はこの觀念を完全に排除したのである。われら國民は、もはや臣民ではない。自由で平等な國民として、自ら主權者なのである。

それでは、國民の持つ主權とはいかなる力であろうか。主權にはいろ〳〵な力が含まれているが、その中でも根本的な意味を持つものは政治の形態を自分で決める權利である。しかるに、國の政治の形態は憲法に示されているのであるから、主權が國民にある以上、憲法は國民によって制定されなければならない。新憲法の前文が、主權は國民にあることを宣言したすぐあとにひき続いて、日本國民はこゝに「この憲法を確定する。」といっているのは、その意味である。新憲法そのものが國民によって作られたばかりでなく、今後それを改正する場合にも、國会が発案し、國民がこれを承認したうえで、天皇が國民の名で憲法改正を公布するものとしている（第九十六條）。これもまた、明治憲法が天皇の定めた欽定憲法であり、それを改正する場合にも、天皇が発議の權をとり、帝國議会の議に付することとなっていたのとは、根本的に異なっている。

このように、國民が主權者となり、國の政治の根本はすべて國民の意志によって定まることとなったとすれば、天皇の地位は、どうなるのであろうか。新憲法は、その第一條でこの点を明らかにして、「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。」と定めた。これも、明治憲法とは根本から趣を異にする点である。もとより、明治憲法においても、天皇

の他の團体行動をする權利は、これを保障する。

第三十六條　公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第四十一條　國会は、國權の最高機関であつて、國の唯一の立法機関である。

第四十二條　國会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三條　両議院は、全國民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

第五十九條　法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

第六十條　予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、國会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國会の議決とする。

第六十一條　條約の締結に必要な國会の承認については、前條第二項の規定を準用する。

第六十五條　行政權は、内閣に属する。

第六十六條　内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

内閣は、行政權の行使について、國会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七條　内閣総理大臣は、國会議員の中から國会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

が象徴でなかったわけではない。しかし、單なる象徴であるだけではなかった。それが新しい憲法では、象徴であるだけになった。では、いったい象徴とはどういうことであろうか。

一八四八年のフランス共和國宣言に、「三色旗は、平等・自由・友愛の象徴、秩序の象徴である」ということばがある。フランス國民が仰いで祖國の旗を見るとき、そこに自由・平等・友愛の理想がひるがえっているのを知り、この旗のもとに、フランス國民が一体となっているのを感ずるというのである。新憲法で、天皇は象徴であるというのも、同じような意味である。

新憲法のもとでは、憲法を改正するのも、法律を制定するのも、内閣総理大臣を任命するのも、國民の主権の現われである。しかし、八千万の國民が一堂に会してそういう行爲をするということは、明らかに不可能である。そこで、國民が一体となってそういう行爲をするのであるということを象徴する意味で、天皇が憲法の改正や法律を公布し、國会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命する（第六條・第七條）。天皇の行うこれらの行爲は、なんらの政治的権力を伴なわない單なる象徴としての行爲にすぎない。実際には、國民が憲法の改正を承認し、國民を代表する國会が法律を制定し、内閣総理大臣も國会が指名するのである。だから、天皇は、單なる象徴であってなんらの政治的権力をも持たない。これも、明治憲法において、天皇が象徴であると同時に政治的権力を持っていたのと、根本から違う点である。

では、新憲法では、だれが政治的権力を持っているのか。いうまでもなく、それはわれ〳〵國民である。われ〳〵國民であって、それ以外

第六十八條　内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、國会議員の中から選ばれなければならない。

第六十九條　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十三條　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

三　條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國会の承認を経ることを必要とする。

五　予算を作成して國会に提出すること。

第七十四條　法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十六條　すべて司法権は最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

第七十九條　最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議院総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

第八十六條　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、國会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第九十六條　この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、國会がこれを発議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の國民投票又は國会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

の何者でもない。

三　國会中心主義

新憲法では、主権は國民にある。國民が最高の政治的権力を持っているのである。したがって、その政治的権力を行う者も、また國民であり國民だけでなければならない。これが前にいった民主主義の第二の原則で、リンカーンは、これを「國民による政治」といっている。

しかし、古代ギリシアの都市國家のような小さい國ならばいざ知らず、現在の諸國のように規模の大きい國々では、國民が政治上のすべての問題をいち〳〵自分で審議決定することは不可能である。そこで、今日の民主國家では、たいていの場合、実際の政治は國民の代表者によって行われる。だから、そのような「代表民主主義」の國では「國民による政治」は「國民の代表者による政治」として行われるのがならわしである。われ〳〵の新憲法もまた、この方法に従った。新憲法の前文に「その権力は國民の代表者がこれを行使し」といっているのは、この意味にほかならない。

このような代表民主主義の制度では、自分たちに代わって國家の公務を行う者を選ぶということが、國民にとってのきわめて重要な仕事になる。すなわち、國民の代表者たる公務員を自由に選び、もしもそれらの人々の中に不適任な者があれば、それをやめさせることができるという権利が、國民の主権から導き出されてくるのである。これは、國民に固有の権利であって、なんびともこれを他人に譲り渡したり、放棄したりすることはできない（第十五條）。公務員を選ぶに必要な資格は、原則として成年であるということだけであって、男女を問わない。しかも、選挙の秘密は厳重に守られる。つまり、満二十歳以上の國民は、だれの監視も受けることなく、自由に、自分の良心に従って、これはと思う人に投票することができる。この秘密で自由な選挙の権利は、國民の主権の最もたいせつな現われの一つである。そう考えると、投票がどんなに重要な意味を持つ事柄であるかが、よくわかるであろう。もしもこの一票をそまつにするようなことがあれば、國民は自分で主権者である地位を危うくしているのであるということを、忘れてはならない。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

國民によって選ばれ、國民に代わって政治のことをつかさどる公務員には、いろ〳〵あるが、その中でもいちばん重要なものは、主として「立法」のことにあたるところの國会の議員である。國家の公務には、立法のほかに「行政」と「司法」とがあって、それらをつかさどる人々も、國民の代表者であることに変わりはない。しかし、行政を行う國務大臣や、司法のことにあたる裁判官は、國民が直接に選ぶわけではない。國務大臣のうち、内閣総理大臣は、國会の指名によって決まるし、その他の國務大臣は総理大臣が任命する。裁判官も内閣の任命による。だから、行政や司法にたずさわる公務員は、國民によって間接に選ばれるのである。これに対して、國会の議員は、國民が直接に選ぶところの公務員である。國会議員の選挙が主権者たる國民にとってどんなにたいせつな仕事であるかは、これによってもきわめて明らかであろう。

國会は、衆議院と参議院との両院から成っている（第四十二條）。だから、新憲法によって定められた立法機関は、二院制である。しかし、この二院制は、明治憲法の二院制とはひじょうに違っている。明治憲法で衆議院とならんでいた貴族院の議員は、國民の中のごく一部の特権階級、すなわち、皇族・華族・多額納税者などから選ばれた。これに反してこんどの参議院議員は、衆議院議員とまったく同じように、國民全体の中から選ばれたほんとうの國民の代表者である（第四十三條）。だから、参議院は、衆議院となんら変わらないりっぱに民主的な立法機関であるということができる。

もっとも、参議院は衆議院に比べると、かなり権限が弱い。ごく簡單にいうと、國会が法律案を議決したり、予算を決定したり、國際條約の締結を承認したり、内閣総理大臣を指名したりする場合、もしも両議院の意見が一致しなければ、衆議院の議決が優先することになっている。（第五十九・六十・六十一・六十七條）。この点は、イギリスの庶民院と貴族院との関係に似ているのである。

しかし、参議院は、イギリスの貴族院よりは、ずっと民主的にできている。したがって、ある場合には、新憲法も、参議院に衆議院とまったく同等の権限を與えている。たとえば、憲法改正の場合などがそれで、憲法改正案の発議にあたっては、両議院のおの〳〵の総議員の三分の二以上の賛成が必要だから、参議院議員の三分の一を越える反対があると、その案は提出されえないことになる（第九十六條）。こうみてくると、参議院と衆議院とは互に助けあって國会を形作っているのであって、その重要性においては変わりはないといわなければならない。

このようにして構成されているところの國会は、國権の最高の機関であり、國のたゞ一つの立法機関である（第四十一條）。國会が國のたゞ一つの立法機関であるということは、民主主義の立場からみて、ひじょうに重大な意味を持っている。その意味は、表と裏との二つの方面から考えることができるであろう。

第一に、法律は國会の手だけで作られ、それ以外の國家機関の協力を必要としない。明治憲法では、法律の制定は天皇の統治権の現われであって、帝國議会はたゞそれに「協賛」するにすぎないということになっていた。それに比べると、新憲法の規定は根本的に違った政治理念に立脚しているということがわかる。もっとも、國会で議決した法律が実際に行われるようになるためには、國務大臣がそれに署名したり、天皇がこれを公布したりすることが必要である（第七十四條・第七條）。しかし、これは、どちらも、すでに國会の議決によって完全に法律としてできあがったものに対して、更に形式のうえで付け加えられる手続きにすぎない。法律それ自体は、國民を代表する國会が、他のあらゆる國家の機関から独立して制定する。そうして、その法律が、すべての行政や裁判の規準となるのである。

第二に、だから、新憲法のもとでは、國会以外には、國会から、独立して法律を作ることのできる國家機関はありえない。明治憲法には、國会の議を経ないで作られる「緊急勅令」とか「独立命令」などというものがあったが、それらは新憲法ではすべて廃止された。法律は、政治の筋

道を定めたり、犯罪を犯した者に刑罰を加えたり、國民に收入に應じて租稅を課したりすることを定めるものであるから、國民自身によって選ばれ、したがって、國民を正当に代表する國会だけが、それを制定する権限を持つということは、民主主義にとってきわめてたいせつなことである。もしも國会以外の機関、特に行政権だけをつかさどっているはずの政府が立法権を持てば、國民の自由と幸福とは、政府の独断によって左右されることになる。それは、独裁主義の最も著しい特色の一つである。ヒトラーの独裁政治のそも〳〵の始まりは、議会から立法権を奪って、それを政府が独占したところにあったことを、われ〳〵はけっして忘れてはならない。

立法権とならんで、國会の行う重要な権限は、内閣総理大臣を指名するということである（第六十七條）。國会の議決によって指名された内閣総理大臣は、自分でいろ〳〵な國務大臣を任命して、内閣を組織する。そうして、その内閣が國の行政権を行うのである（第六十五條）。

このように、國の行政をつかさどる内閣の最高の責任者が國会によって選ばれるということは、日本の民主政治の型を決定する重大な意味を持っている。つまり、内閣は國会の多数によって支持されないでは成立しないし、存続もしえないのである。明治憲法では、行政権は天皇が國務大臣の輔弼を受けて行うことになっていた。したがって、國務大臣の責任は、國民に対する責任ではなくて、天皇に対する責任であると考えられていた。これに反して、新憲法のもとでは、すべての公務員は國民の「公僕（ぼく）」でなければならない。だから、行政について最も重要な仕事をする内閣は、國民を直接に代表する國会に対して責任を負っているのである（第六十六條）。ただ、國会で「指名」された内閣総理大臣は、天皇によって「任命」されることになっているが、それは、前にもいったとおり、單なる國民の象徴としての形式的な行爲であるにすぎない（第六條）。

新憲法によれば、たゞに内閣総理大臣が國会によって指名されるだけではなく、内閣総理大臣が國務大臣を任命する場合にも、その半数以上は國会議員の中から選ばなければならないことになっている（第六十八條）。そうして、このようにして成立した内閣も、もしも、衆議院が内閣不信任の決議を行い、または、信任の決議案を否決した場合には、十日以内に衆議院が解散されないかぎり総辞職をしなければならないのである（第六十九條）。更にまた、條約を締結したり、予算を作ったりする場合には、内閣は國会の承認を受けなければならない（第七十三・第八十六條）。したがって、國会の多数意見を基礎としないでは、内閣はとうていその政策をながく実行していくことはできないしくみになっている。その意味で、内閣は國会の下に立つといわなければならないような地位にある。いいかえれば、立法部は行政部よりも優越した地位を占めている。もしもこの関係が逆になって、行政権が立法権よりも強くなる場合には、その政治組織はそれだけ独裁主義に近づいたことになるのである。

これでみてもわかるように、新憲法のもとでは、政治の中心は國会にある。國会は、まさにその意味で「國権の最高機関」なのである（第四十一條）。しかるに、このような國会中心主義の民主政治が最も発達しているのは、イギリスであろう。だから、第二章や第三章で説明したイギ

リスの制度の歴史とその現在の組織とをこゝで読み直してみると、現在の日本の政治のしくみがいっそうよく理解されうるであろう。

四　違憲立法の審査

立法および行政とならんで行われる國権のもう一つの作用は、司法である。そうして、司法権を行うものが裁判所であることはいうまでもない。ところで、民主主義の國家組織の最も重要な特色の一つは、裁判の作用が行政権から完全に独立しているということである。專制主義の時代には、裁判は國王や領主の干渉のもとに行われた。したがって、公正な裁判が行われないで、権力者の独断によって國民の自由と権利とが不当に侵されることが多かった。これは、独裁政治の場合も同様である。それだけに、民主主義は特に「司法権の独立」を重んずる。新憲法も、もとよりその精神を高く掲げ、裁判官は、良心に従って独立に裁判を行うべきものとし、憲法および法律以外のなにものによっても拘束されえない旨を明らかにした（第七十六條）。

裁判所には、憲法によって定められた最高裁判所と、法律によって設けられる下級裁判所とがある。最高裁判所は、憲法および法律によって司法権を行ういちばん上級の裁判所であるばかりでなく、國会で制定される法律や、政府の発する命令が憲法にかなっているかどうかを決定する最終の権限を持っている（第八十一條）。すなわち、國会が法律を制定しても、最高裁判所の裁判官の多数が、その法律は憲法に違反していると考えた場合には、これを無効とすることができるのである。これを、「違憲立法審査権」という。

これは、今までは主としてアメリカ合衆國で行われていた制度であった。しかし合衆國でも、この制度は慣習によって作られているのであって、憲法の中にそのことが明記されているわけではない。日本の新憲法は、これをはじめて成文の規定の中に取り入れたのである。

代表民主主義の制度では、國民を代表する議会が法律を作り、その法律が行政の指針となり、裁判の規準となる。しかし、議会といえども、人間の集まりなのであるから、そこで制定した法律が常にかならず正しいとはかぎらない。法律は憲法の趣旨にかなったものでなければならないのであるが、なんらかの事情で、憲法の規定に違反するような法律の制定されることがないとはいえない。新憲法は、そういう場合を考慮して、最高裁判所に法令が違憲であるかどうかを決定する権限を與えたのである。これは、憲法の精神を守るために万全を期するための制度であって、そのかぎりにおいては、司法権の方が立法権よりも上の立場に立っているともいうことができる。

新憲法は、最高裁判所にこのような重い使命を負わせているのであるか、それならば、最高裁判所の判断ならばかならず正しいといいうるであろうか。最高裁判所とて人間の集まりなのであるから、その裁判官が常に適任者であり、その判決がいつも正しいというわけにはいくまい。裁判官によい人を得るための方法としては、それを國民が選挙するということも考えられうる。現在、アメリカなどでは、裁判官を國民が選挙する場合もある。しかし、日本の新憲法はその制度

を採らなかった。最高裁判所の長たる裁判官は、内閣が指名して天皇が任命することになっているし、最高裁判所のそれ以外の裁判官は内閣がこれを任命するのである（第六條・第七十九條）。そこで、そのようにして選ばれた裁判官が、はたして適任者であるかどうかを、更に審査するしくみが望ましい。それでは、それを審査する者はだれか。ほかでもない。それは、國民である。だから、新憲法は、最高裁判所の裁判官については國民が十年ごとに審査して、國民の多数が不適任の投票をした裁判官はやめなければならないものとした（第七十九條）。こゝにも、國民がすべての上に位する主権者であるという事実が、はっきりと現われている。

五　國民の基本的権利

これで、「國民の政治」ということと、國民の代表者の手で「國民による政治」を行うしくみとは、ほゞ明らかになった。しかし、民主主義には、最後にもう一つのたいせつな原則がある。その第三の原則は、リンカーンのいわゆる「國民のための政治」である、新憲法の前文によれば、國民のもたらす福利は、「國民がこれを享受する」のである。新憲法は、この民主主義の大きな目標をどういうようにして実現しようとしているのであろうか。われ〳〵は、すゝんでその点を明らかにしていかなければならない。

ところで、その点を考える前に、念を押しておく必要があるのは、「國民のための政治」は、「國民の政治」「國民による政治」と離れてあるものではないということである。なぜならば、國民のために政治をするということは、すくなくとも表向きは、たいていの政府が口にすることで、民主政治だけに限ったことではない。しかしたゞ口に言っているということと、ほんとうにそうだということとは違う。いったい、たゞひとりの人、あるいは少数の人々だけが政治の権力を握っている場合、その人が政治は國民全体の福利のためにするものだといっても、ほんとうにそうなるだろうか。歴史はそうではないことを証明した。独裁者や少数の特権階級が権力を独占していたのでは、國民全体が福利を享受するような政治はけっして行われない。だから民主政治は、「國民のための政治」でなければならないからこそ、同時に「國民の政治」「國民による政治」でなければならないのである。いいかえれば、この第三の原則は、他の二つの原則によって裏うちされてはじめて生きてくるものであるというのが、民主主義の確乎不動の信念なのである。

さて民主政治は、國民の福利を保障することを眼目とするものではあるが、しかし、國民の幸福や利益は、労せずして國民に與えられるべきものではなく、國民自らの努力によって築きあげられてゆくのでなければならない。「天は自ら助くるものを助く」という。民主主義の重んずるのは、自立の精神であり、自助の態度である。すべての國民は、自らの力によって立ち、自らの手で自己の幸福を追求する権利を有する。民主主義の保障するものは、このような権利であり、このような自由である。ゆえに、民主主義が「國民の福利のための政治」を行うということは、かくのごとき意味での國民の基本的権利を平等に保護し、他人の自由を侵さない限度において各人の人間としての自由を確立するということにほかならない。

それでは、民主主義を実現するためにどうしても欠くことのできない自由には、どんなものがあるであろうか。ルーズベルト大統領は一九四一年の年頭の議会教書の中で四つの基本的な自由として言論の自由、信教の自由、恐怖からの自由および欠乏からの自由を掲げた。このうち、恐怖からの自由と欠乏からの自由の二つは、同年八月に発表された有名な「大西洋憲章」の中にもおごそかに宣言されている。われ〳〵の新憲法は、はたしてこれらの自由を保障しているかどうか。それを検討してみよう。

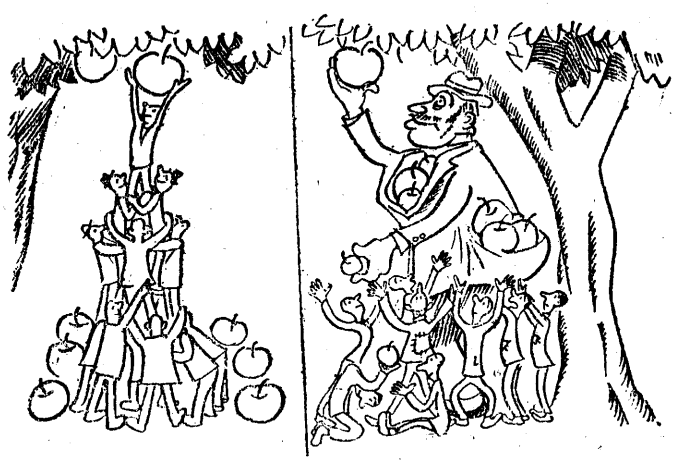

まず、第一の言論の自由については、新憲法の第十九條に、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」という規定がある。日本では、大平洋戦争の始まるずっと前から、國民の思想ばかりでなく、その良心までも、権力の手で強制されてきた。しかし、國民自身が正しいと考えることを信じ、それを自由に発表することが許されないならば、政治がどんなに脱線しても、それを正しい軌道の上に引きもどすことはできない。過去の日本では、言論の圧迫がはなはだしく、國民は政府によって統制された宣傳を無批判に受け取るようにしいられていた。だから、民主主義の行われるための根本の前提は、思想と良心の自由である。したがって、それを発表する言論の自由でなければならない。

次に、第二の信教の自由についてみると、新憲法第二十條は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教團体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定して、その精神を明らかにしている。宗教が人間の精神を動かし、その行動のうえに影響を與える力は大きい。したがって、もしも宗教が國家の権力者によって利用されるならば、——ちょうど、戦争中にわが國の爲政者たちが國民の心に極端な國家主義の神國思想を植えつけた場合のように、——その結果はおそるべき破局をふたゝびもたらすであろう。宗教は個人が自由に選びうるものであり、純粋な宗教心から信仰されなければならない。政策的な見地から、ある宗教を特別に保護したり、それを國民に強制したり、それとは違った信仰を圧迫したりするようなことがあれば、個人の尊厳を基礎とする社会生活は脅かされ、高貴な人間精神の自由は著しく阻害されてしまうであろう。

それでは、第三の恐怖からの自由とはどんなものであろうか。それを理解するには、独裁主義や軍國主義の時代に國民の生活がどんなに恐怖にさらされていたかを思い浮かべればよい。

昔、封建政治が行われていた時代には、武士が些細なことから町人を殺しても、それが「切り捨て御免」としてとおり、町人はそれを訴え出る余地もなかった。どんな非道な裁判や拷問が行われても、國民は「泣き寝入り」をするよりほかはなかった。しかし、それはけっして單なる昔だけの話ではない。今日の時代においても、まだ世界の國々は戦争の恐怖から除かれているとはいえないし、國内政治においても、政治を批判した者をむやみに捕縛したり、罪のないところに罪を作ったりするようなことが、行われないとはかぎらない。恐怖からの自由とは、このように脅かされない平和な世界、そのような無法な人権じゅうりんの行われる危険のない政治を意味するのである。新憲法が第九條で戦争の放棄を誓い、第十七條で、公務員の不法行爲によって損害を受けた場合には、だれもがその賠償を求めることができるといい、第十八條で、なんびともけっして奴隷的な拘束を受けることはないと保障し、第三十六條で、公務員による拷問や残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずると宣言し、その他の数多い規定を設けて、人身の自由を保障しているのは、この趣旨を徹底させるためにほかならない。

第四番めに掲げられるものは、欠乏からの自由である。経済上の民主主義では、適度の自由競走は経済発達の條件として重んぜられる。しかし、自由競争の結果として、國民の間にはなはだしい貧富のへだたりが生ずることは、極力避けられなければならない。どんなに経済的に不利な立場に陥った人々といえども、人間として人間らしい生活を維持することができるようにするのは、民主主義のたいせつな目標である。新憲法の第二十五條が、「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」といい、國家が社会福祉の増進のために努力すべきことを示しているのは、そのためである。しかも、國民の生活を欠乏から守るためには、一方では、國民のすべてが勤労に従事しなければならないし、他方では、勤労しうるのに勤労する場所がないようなことが起らないようにしなければならない。そこで、第二十七條は、「すべて國民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定する。そうして、更に、第二十八條をもって、労働者の立場を保護するために、勤労者の團結権と團体交渉権とを保障している。新憲法は、これらの規定によって経済民主主義の平和な実現を期し、欠乏からの自由という目標への基礎を築いていこうとしているのである。

これらの四つの自由は、「國民のための政治」が行われるための根本を形作っているのであるが、新憲法は、これらの自由を確保すると同時に、更にそれから導き出されるいろ〳〵な自由を保障し、國民の基本的人権が永久に侵すべからざるものであることを明らかにしている（第十一條）。しかも、このような基本的な自由と権利とは、手をこまぬいている國民の前にしぜんに與えられるものではなくて、國民の不断の努力によってのみ保持されることができる。それは、自由ではあるが、濫用されてよいものではなく、権利ではあるが、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を伴なっている（第十二條）。このようにして、「國民のための政治」を、國民自らの意志により、國民のたゆまぬ努力と責任とを通じて一歩一歩と実現していこうとしているところにこそ、新憲法を一貫する民主主義の高い理想があるといわなければならない。

第十四章　民主主義の学び方

一　民主主義を学ぶ方法

ものごとを学ぶためのいちばんよい、いちばん確かな方法は、学ぶべき事柄を実行してみることである。たとえば、野菜の作り方を学ぶにも、本を読み、人の話を聞いただけでは、ほんとうのことはわからない。しかし、自分で家庭菜園をやってみて、種をまき、肥料をやり、害虫とたたかっていると、その間に野菜作りのこつがのみこめるようになる。畳の上でいくら泳ぎ方を教えられても、けっして泳げるようにはならない。泳ぎ方を学ぶ唯一の方法は、実際に泳いでみることである。つまり、実際にやってみることによって学ぶのが、教育の根本の原理なのである。

民主主義の場合もそれと同じである。民主主義のことは、いろ〳〵と本に書いてある。しかし、民主主義は、本で読んだだけでは、ほんとうにはわからない。民主主義は、単なる観念や理論ではなくて、社会に共存しているすべての人々の考え方や、行動や、生活そのものの中に存在しているのである。だから、民主主義を学ぶには、民主主義的な生活を実行してみるのがいちばんよい。自分でやってみれば、民主主義のよさがわかる。誤った民主主義とはどんなもので、そこからどんな弊害が生ずるかも、身をもって体験できる。そういう弊害を取り除くために、自分たちでくふうし、自分たちで努力していけば、ほんとうの民主主義がどのようにして実現されていくものであるかを会得できる。民主主義を確実に身につける最上の道は、民主主義の実践以外にはない。

もちろん、民主主義をほんとうに自分のものにすることは、けっしてなまやさしいことではない。近代ヨーロッパやアメリカでも、正しい民主主義が成長してくるまでには、何百年という長い年月がかゝった。それを学びとるには、もとよりひとかたならない努力と経験とが必要であるに相違ない。

しかし、「道は近きにあり」である。民主主義を学ぶ道は、われ〳〵の手近なところにいくらでもある。それを頭で理解するのではなく、実際にやってみることによって学ぼうとする気持さえあれば、およそ共同生活の営まれているところには、どこにでも民主主義を身につけるための手がかりが見いだされる。中でも、学校は、青少年の時代から身をもって民主主義を学ぶための最もよい場所である。

それでは、学校で民主主義を学ぶにはどうしたらよいか。それには、まず、今までの日本の学校教育にはどういう欠陥があったかを反省し、更にすゝんで新しい民主主義の教育のあり方を考えていくこととしよう。

二　学校教育の刷新

明治以來、わが國の科学や文化はいちおうはひじょうな勢いで発達した。しかし、その大部分は、西洋文化の借りものであったために、ほんとうに國民生活の血となり肉となるまでにはいたらないうらみがあった。そのおもな原因は、教育の欠陥にあったということができる。

なるほど、教育も、明治このかた年を追ってさかんになり、小学校から大学にいたるまで、教育のための設備もたくさん設けられた。けれども、それらの学校でも、ほんとうに自分でものを考え、自分でりっぱな自分自身を作りあげるような教育は、なおざりにされがちであった。したがって、日本人には、自分たち自らの責任と、すべての他人との協力によって、明かるい住みよい世の中を築きあげていくという氣風が欠けていた。日本をりっぱな民主國家として建設していくためには、そのような教育のしかたを根本から改めなければならない。

これまでの日本の教育は、一口でいえば、「上から教えこむ」教育であり、「詰めこみ教育」であった。先生が教壇から生徒に授業をする。生徒はそれを一生けんめいで暗記して試験を受ける。生徒の立場は概して受け身であって、自分で眞理を学びとるという態度にならない。生徒が学校で勉強するのは、よい点を取るためであり、よい成績で卒業するためであって、ほんとうに学問を自分のものにするためではなかった。よい成績で卒業するのは、その方が就職につごうがよいからであり、大学で学ぼうというのも、主としてそれが立身出世のために便利だからであった。そのような受け身の教育や、手段としての勉強では、身についた学問はできない。それどころか、多くの人々は、試験が済んだり、学校を出たりすると、それまで勉強したことの大半は忘れてしまうというふうでさえあった。

そのうえに、もっと悪いことには、これまでの日本の教育には、政府のさしずによって動かされるところが多かった。だから、自由な考え方で、自主独往の人物を作るための教育をしようとする学校や先生があっても、そういう教育方針を実現することはきわめて困難であった。しかも

則として民主主義的な多数決原理を採用したにもかゝわらず、五つの常任理事國に関する限り、全員一致を必要としているのである。この拒否権があるため、安全保障理事会がその機能をじゅうぶんに発揮しえないことはまことに遺憾である。民主主義は、多数決によって運用される。國際民主主義に立脚する國際連合もまた、多数決によって運営されなければならない。しかるに國際連合は、原則として多数決原理を採用しているにもかゝわらず、大國の拒否権を認めたために、龍を描いて目を入れるのを忘れた形となった。これでは、國際社会の世論がどうであっても、それに反対するたゞ一つの常任理事國の意志の方が勝つ結果になる。

そこで、最近、安全保障理事会に平和維持の責任を一任するかわりに、國際紛争を國際連合総会で処理しようとする傾向が生じてきたことは、注目に値する。総会は、全加盟國の代表者から成り、しかも、各加盟國は平等に一箇の投票権を有する。その点で総会の構成は、國際連合憲章の宣明する主権平等の原則を忠実に具現している。そればかりでなく、総会には拒否権がなく、重要な問題についての議事は三分の二の多数で採決されるから、そこでは完全な多数決原理が支配しているといってよい。もっとも、総会は國際間の諸問題について討議し、加盟國や安全保障理事会に勧告する機関であるから安全保障理事会のように、そこでの決議によって加盟國を拘束するという法律上の力は持たない。しかし、世界の大多数の國々が平等の立場で代表されている総会には、世界の世論が強く、かつ公平に反映される。したがって、いかなる國も総会の決議を無視することはできないし、少数の強國が専断をほしいまゝにすることも抑制され、おのずから

に公正な解決がもたらされることが期待される。こゝに、公開された世界の良心ともいわれる國際連合総会の重要な機能が存する。

元來、安全保障理事会において五大國の拒否権が認められたのは、國際連合の掲げる主権平等の原則が、國際社会では強い実力が物をいうという政治の現実と妥協した結果にほかならない。これに対して、今述べたように、完全な多数決原理によって運用される総会が、実際上國際紛争の解決に重要な役割を演ずるようになれば、拒否権の発動はそれだけ避けられうる結果となる。のみならず、もっと根本的に拒否権そのものを制限しようとする強い意見もあって、新たな加盟國の推薦や紛争の平和的解決のための勧告を行う場合には、安全保障理事会の決定においても拒否権を取り除くという案が研究されている。いずれにせよ、何とかして拒否権の行使を制限しようというのが、現在の一般的な傾向であり、そうなればなるほど、國際連合の活動は民主的となるものとみてよい。

國際紛争を解決するということは、國際連合に課せられた最も重大な任務である。しかし、戰争を防止し、世界平和を維持するという目的は、單なる紛争の解決に努めることだけによってはじゅうぶんには達成されがたい。すでに表沙汰になってしまった國際紛争は、世界平和という健康体をむしばむ病氣のようなものである。健康を維持するために、かゝった病氣を治療することがたいせつであるのは、いうまでもない。しかしそれとならんで、いや、むしろそれよりももっと根本的にたいせつなのは、身体の諸機関のかっぱつな活動をうながして、病氣にかゝらないくふ

ることである。國際社会の場合にも、國際紛争を解決することとともに、國際間のかっぱつな協力の関係を促進し、それによって紛争を未然に防ぐことが、きわめて重要であるといわなければならない。國際連合は、そうした努力の重要性を深く認めて、人類の生活水準を高め、失業を防止し、経済的社会的な進歩発達をはかり、これらの諸問題を國際的に解決していくと同時に、文化的および教育的な國際協力を促進することを、その大きな目的として取り上げている。

人間の基本的な権利と自由とを尊重する精神には、國内社会と國際社会とによって異なるべきはずはない。この精神が世界にひろくいきわたり、経済的および社会的に人間の権利や自由をおびやかすもろ〳〵の障害が取り除かれ、人類全体として教育、保健の水準が向上していけば、戦争というような最も不幸な事態をかもし出す原因もしだいになくなるであろう。そういう方面での國際協力を促進する仕事を担当している國際連合の機関は、経済社会理事会である。

経済社会理事会は、総会によって選出された十八の加盟國の代表者によって構成される。そこでは、國際的な経済・社会・文化・教育・保健の問題についての委員会が設けられて、これらの問題を研究し、それに基づいて総会や加盟國に対する勧告が行われる。また、この理事会は、その権限に属する事柄について國際條約の草案を作ったり、國際会議を召集したりすることができる。更に、この理事会は経済・社会・文化・教育の諸分野における幾多の國際的な協力の組織、たとえば、國際労働機関・ユネスコ・世界保健機関・國際通貨基金・國際復興開発銀行等を國際連合と結びつけ、これらの外郭團体を通じてきわめてひろい範囲にわたる活動を行っている。しかも、経済社会理事会には常任理事國もなく、したがって拒否権もないから、その運営はきわめて民主的に行われうる。それらの点からみて、この理事会を中心とする國際連合の國際協力のための努力には、おいおいに期待すべきものがあるといってよいであろう。

三　世界國家の問題

國際連合が以上に述べたような理想の実現に向かって努力しているとき、他方には、更に根本にまでさかのぼって、今日世界に存在する多数の國家がその主権を放棄し、人類全体をただ一つの政治社会に統一すべきであるということを主張する人々がある。今までのように、多くの國々がそれ〳〵主権國家として対立し、おの〳〵その利益を固執しているようであっては、人類を脅かす戦争の危険はいつまでたってもなくならない。だから、この際、思いきってすべての國家のわくをはずし、世界共通の単一政府を立て、世界國家または世界連邦を作る以外には、永遠の平和の基礎を確立する道はないというのが、その主張の要旨である。

このような世界國家の思想は、理論としてはひじょうに古い歴史を持っている。すでに、ギリシア時代の終りごろには、ストア学派の哲学者たちがはっきりと世界國家の理想を説いた。中世イタリアの有名な詩人ダンテもまた、人類が多数の國々に分かれて生活していることは、すべての悪と争いとの源であるから、その状態を改めて、單一の世界王國を作るべきであると論じた。前に述べたカントも、永久平和のための最もよい方法は、すべての國家が國家たることをやめ

て、たゞ一つの万民國家に結合することを認めている。たゞ、カントは、現存する國家がすゝんでその主権を放棄することは、事実上の問題としてはありえないと考え、それに代わる次善の策として、國際連盟の組織を提唱したにすぎない。

戰争の規模がます〳〵大きくなり、その及ぼす惨害がはかり知れないほどに増大しつゝある今日、人々が世界國家の問題に大きな関心をいだくのは、きわめて当然なことである。第一次世界大戰が終ったあとでも、イギリスの著名な評論家であるエッチ＝ジー＝ウエルスが、永久平和維持のための唯一の方法として世界政府を設けることを主張した。第二次世界大戰の末期には、アメリカでエメリー＝リイヴスが「平和の解剖学」という本を著わし、世界連邦を作れという案を提唱して、多くの人々の注意をひいている。リイヴスによると、ヨーロッパでは、フランスとドイツとが長年和解しがたい戰いを続けてきたが、フランス人もドイツ人も、同じ合衆國の國民となれば互に仲よく協力しあっている。今日のように経済が世界的規模を持つようになった時代に、政治の方面で多くの民族國家が互に垣を高くして対立しているのは、時代錯誤であるといわざるを得ないというのである。その他、物理学上の相対性原理で名高いアインシュタイン博士をはじめとする学者たちが、世界國家の必要を力説していることも、世人の記憶に新しい。

たしかに、今日の世界は、百年前の世界よりもはるかに狭くなってきている。國際交換経済の発達は、人類全体の持ちつ持たれつの関係をます〳〵深めつゝある。交通機関は飛躍的に進歩し、思想や文化は國境を越えて相互に交流し、世界はだん〳〵と一つになろうとしている。こういう時代になってくれば、各國がそれ〳〵無制限の主権を主張しあうということは、すでに無意味である。國際連合は、加盟諸國家の主権平等の原則を認めてはいるが、そこにいう主権とは、もはや、何ものの前にも従うことをがえんじない國家意志の絶対性ではない。すべての國家は國際法に従い、相互の協約を重んじ、あいたずさえて平和の維持に協力すべき義務を負うているのである。すべての民族が共同の世界市民権を持ち、政治的にも経済的にも文化的にも一体となって協力しあうようになるというのは、最も望ましいことであるに相違ない。

しかし、現実の問題としては、この希望の実現の前には、容易に乗り越えることのできない難関が横たわっている。しかし、地球上のすべての國々がほんとうの民主主義に徹底し、お互の間に円満な協力の関係を維持していくように努力するならば、ことさらに世界國家を作らないで、今までどおりの國際社会のまゝですゝむとしても、世界の平和は確保され、人類全体の福祉を一

歩一歩と高めていくことができるであろう。その意味で、形の上での世界國家の建設よりも、眞の民主主義の精神を全世界にひろめる方が、世界平和のための先決問題であるというべきであろう。

四　ユネスコ

世界の國々は、これまでも平和を維持するために、いろ〳〵と努力してきた。あるいは平和のための協定を結んだり、あるいは經濟的協力のための條約を取りかわしたり、あるいは軍備縮少のための会議を開いたりした。しかし、それらの努力にもかゝわらず、しばらくの平和が続いたあとで、やがてまた戰爭の破壞がくり返された。このように、戰爭が絶えないところをもってみると、永久平和ということは、けっきょくは永遠の夢であるにすぎないのであろうか。

そうであってはならないし、そうあらしめてはならない。人類は、あくまでもこの地上に永久の平和を打ち立てるために、更にあらゆる努力を重ねていかなければならない。

しかし、これまで試みられた平和のための努力は、あまりにも政治的な方面にだけ傾きすぎていたきらいがある。平和の基礎を確立するためには、もとより政治上の問題を解決しなければならないが、それだけではまだ根本の点が欠けている。それは、人間の心の中に平和の礎を築くということである。第二次世界大戰の末期に現われた原子爆彈は、今までの人類が考え及ばなかったような破壞力を持つ、恐るべき新兵器である。けれども、人間がそれを破壞のための武器としてではなく、人類の福祉のために利用しようと思うならば、その同じ原子力は平和と繁栄とのためにどれほど大きな働きをするかわからない。だから、政治上の問題として原子力の管理を考えることも、もちろんたいせつではあるが、それよりももっとたいせつなのは、すべての人間がぜひとも平和を守り通そうとする氣持になることである。人間の精神の奥底に平和のかぎを求めることは、今まで比較的におろそかにされていただけに、これから最も力を注ぐべき仕事であるということができるであろう。

第一章で述べたように、民主主義の根本は、政治の制度であるよりも、むしろすべての人々の心の持ち方である。したがって、民主主義のほんとうの住み家は、人間の心の中にある。民主主義こそ最も確かな平和の基礎なのであるから、世界平和を確立するためには、世界に住むすべての人々の心の中に民主主義の精神を育て上げていかなければならない。それには、何よりもまず、民主主義的な教育を世界にひろめていかなければならない。民主主義的な教育がひろまれば、人々は眞理によって結びつき、よりよく理解しあうであろう。科学によって探究される眞理には、國境はない。シェークスピアの文学やベートヴェンの音樂は、どんな人種の心をも打ち、どんな民族によっても深く愛される。そこに、言語や慣習の違いを越えた、世界單一の心の結びつきができあがる。教育や科学や文化を通じてこそ、世界平和の眞の礎が築き上げられるのである。

第二次大戰が起って、ヨーロッパの諸國がドイツ軍によって占領され、各地の貴重な文化が破

壊されつゝあったとき、ロンドンに亡命していた各國の文部大臣が集まって、戰爭によって荒廢した教育や文化の制度をいかにして復興するかについて議した。

その第一回の會議は一九四二年の十月に開かれ、最初は教育文化制度の復興についての技術的な問題が主として取り上げられたが、會議がすゝむにつれて、アメリカ合衆國をはじめとする他の連合國もこれに加わり、教育や文化に関する新しい、恒久的な國際協力機関を設置しようという計画にまで発展していった。

一方、これと平行して進行しつゝあった國際連合の計画は、初めのうちは教育や文化の問題には触れるところがなかったが、一九四五年のサンフランシスコ會議では、前に述べたように、文化問題の解決も國際連合の目的として取り上げられ、國際運合を背景とする文化的國際協力の機関の設立が必要とされるにいたった。このような事情の下に、同じ年の十一月にロンドンで開かれた會議により、四十四箇國の参加を得て「ユネスコ」が成立した。ユネスコは教育・科学および文化を通じて國際平和に貢献することを目的とする國際協力の組織である。ユネスコの本部は、フランスが過去数世紀にわたって、文化の発達に貢献した歴史にかんがみ、藝術のかおりの高いパリに置かれることとなった。

ユネスコは、ユーナイテッド＝ネーションス＝エデュケーショナル＝サイエンティフィック＝アンド＝カルチュラル＝オーガニゼーションの略称であって、訳すると、國際連合教育科学文化機関ということになる。ユネスコが、どういう理想をかゝげ、どういう目的のために努力しようとしているかは、「ユネスコ憲章」の前文を読めばよくわかる。そこには次の通りに書いてある。

「この憲章の当事國の政府は、その國民に代わって、次のように宣言する。

戰爭は、人間の心の中で始まるものである。だから、平和の防壁は人間の心の中に築かれなければならない。お互の慣習や生活を知らないことは、人類の歴史を通じて、世界の諸國民の間の猜疑と不信との共通の原因となった。諸國民の間の慣習や生活の相違は、このような猜疑と不信とを通じて、あまりにもしばゝ戰爭を勃発させた。

恐るべき大戰爭はいまや終ったが、この戰爭は、人間の尊厳と平等と相互の尊重に関する民主主義の原則を否定し、その代わりに、無知と偏見とに乗じて、人間や人種が不平等であるという原理を宣傳したために起った。

文化をどこまでもひろめ、正義と自由と平和とに向かって人類を教育することは、人間の尊厳性を保つために欠くことのできない意味を持つ。それは、すべての國々の國民が、互に助けあい、関心を持ちあう精神をもって、ともゝにふみ行わなければならない神聖な義務である。

各國の政府の間の單なる政治的および経済的な取り決めだけによってもたらされた平和は、世界の諸國民がいつまでも一致して眞剣に支持しうる平和とはならないであろう。だから、平和が失敗に終らないためには、それを全人類の知的および道義的な連帯関係の上に築き上げなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事國は、すべての人々に教育に関する完全で平等な機会

を與え、何ものによっても拘束されずに客觀的な眞理を探究し、思想および知識を自由に交換し、かつ、各國民の間の意志の疏通を計るための方法を向上發展させると同時に、各國民が互に理解しあい、お互の生活をいっそう眞実に完全に認識するようになるために、これらの方法を用いることに同意し、かつ、それを決意した。

その結果として、これらの諸政府は、國際連合がそのために設立され、國際連合憲章がそれを宣言しているところの、國際平和および人類共通の福祉という目的を、世界諸國民の教育的・科学的および文化的関係を通じて促進するために、ここに國際連合教育科学文化機関を設立する。」

ユネスコは、このような高い理想をかゝげて設置された。人間はパンがなくては生きてゆけない。しかし、また、人間はけっしてパンだけを食べて生きているものではない。人間はパンとともに心の糧を求める。しかも、パンは食べれば減るが、精神の糧は食べても減らない。それどころか、教育や学問や文化が世界に行きわたり、人類共同の心の財宝となればなるほど、それらの人々の間の精神的な協力がかっぱつとなり、いっそう高い文化が築き上げられていく。そういう精神的な協力の関係を促進することによって、人間と人間との理解をさまたげる社会の諸問題を解決していこうというのが、ユネスコ運動の根本のねらいである。ユネスコは、設立以來まだ日が浅いが、こうした精神的文化運動であるだけに政治的利害の対立によってわずらわされることがすくなく、各國民の心からの支持を受けてすでにかっぱつな活動を開始した。その將來の發展は、國際関係における新たな領域を開拓するものとして、世界じゅうの識者の大きな期待の的となっている。

五　日本の前途

今日の世界は、このように動き、このように悩み、このような理想に向かって努力しつゝある。しかも、世界人類に大きな悩みと、苦痛と、衝撃とを與えた第二次大戰については、ドイツとならんで日本が最も大きな責任を負わなければならない。その日本國民が、大きな苦しみを味わいつゝあるのは、当然すぎるほど当然なことである。

しかし、日本の將來には、けっして希望がないわけではない。むしろ、日本の前途には、大きな光明が輝いているとさえいうことができよう。戰爭中のようなうぬぼれはもとより根本のあやまりであるが、日本人の知識や才能の水準はけっして低いものではない。ただ、これまではそれをまちがった方向に用いていたために、今見るような悲運を招いた。もしも日本人が、まったく新たな氣持になって民主主義をわがものとし、その持っている力のありたけを盡くして平和な目的のために努め、人類のために貢献していくならば、民主主義的な世界もまた、日本を暖かく迎え入れてくれるであろう。経済も興り、都市も再建され、学問や藝術も發達し、戰爭後の日本國民の理想たる文化國家の建設という大きな仕事も、だん〳〵と実現していくであろう。

自ら起した戰爭によって、自らの運命を破局におとしいれた日本は、ふたゝびそのあやまちをくり返さないために、堅く「戰爭の放棄」を決意した。新憲法の第九條が、「日本國民は、正義と

秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國権の発動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛爭を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と宣言し、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戰力は、これを保持しない。國の交戰権は、これを認めない。」と規定しているのは、その決意の表明である。平和をもって國是とする國々は多いが、憲法によってその精神をこれほどまでに徹底して明らかにしたのは、日本がはじめてであるといってよい。

もちろん、今まで述べてきたように、將來の世界にも戰爭の危險はないとはいえない。そうだとすると、もしも、不幸にして新しい戰爭が起り、外國の攻撃を受けたような場合、武力を投げうった日本は、どうして國土を守ることができるであろうか。日本國民は、愛する祖國が攻撃されるのを手をつかねて見ているほかはないのであろうか。國民の中には、いさぎよく、戰爭を放棄はしたものの、心の中ではそのような不安をいだいている人々が少なくないであろう。しかしながら、ます〳〵大きくなりつゝある戰爭の規模を考えたならば、なまなかな武力を備えたところで、國を守るために何の役にも立たないことがわかる。軍部は、わが國の陸軍や海軍は無敵だといって誇っていたが、太平洋戰爭のふたをあけてみた結果は、ほとんど連戰連敗に終ってしった。まして、敗戰後の日本がわずかばかりの武力を持ったとしても、万一不幸にして今後戰爭が起ったときには、そのような軍備は、單なる氣やすめとしての意味をさえ持ちえないであろう。だから、日本としては、あくまでも世界を維持していこうと決意している國々の協力に信頼し、全力をあげて経済の再興と文化の建設とに努めていくにしくはない。

今日の日本國民の心の中にわだかまっているもう一つの不安は、この狭い國土にこれだけの人口をかゝえて、これからさき日本がはたして自活していけるかどうかということである。

これも、もとより理由のない不安ではない。しかし、これからの経済は、ます〳〵世界的な規模にひろがっていくから、少数の例外を除いては、多くの國々はその國の経済だけでは自活が困難であると同時に、國際的に有無をあい通ずることによって、人類全体としてはじゅうぶんに不安のない生活を成り立たせていけるのである。世界國家はできないでも、世界経済は、だん〳〵と全人類の福祉を増進させていくであろう。わが國は、國が狭いばかりでなく、資源にも乏しいけれども、きわめて精巧な技術を持っている。この技術と勤勉とを生かし、それに加うるに科学の力を活用するならば、おい〳〵に復活する海外貿易とあいまって、日本國民の経済生活の前途にも、また、明かるい希望が輝いてくるであろう。経済生活さえ安定し、向上してくれば、秀麗な富士がそびえ、春はらんまんとしてさくらの咲く日本には、学問や藝術の実が豊かにみのる日がくるであろう。日本國民は、このような文化國家建設への不屈の意志を持って、ひたすらに民主主義的な國際協力の道につき進んでいかなければならない。

第十七章　民主主義のもたらすもの

一　民主主義は何をもたらすか

われ〳〵はこれまで、民主主義とはどんなものであるかを、あらゆる方面から考察してきた。あとはただ、民主主義をわれ〳〵の社会生活の中に生かしていくだけである。なぜならば、本で学んだ民主主義は、それだけではまだほんとうの民主主義にはならない。民主主義は、われ〳〵の実践生活を通じて一歩一歩と築き上げられていくべきものなのである。

しかし、國民が心をあわせて民主主義的な生活を実行していくためには、民主主義は國民の將來に対して何を約束するか、民主主義のもたらすものはなんであるかを、はっきりとつかんでおくことが必要である。その点がはっきりしないと、民主主義を実行してみようという決意も鈍る。みんなの足並みがそろわない。それでは、民主主義の建設もうまくいかないであろう。ことに、日本には、しっかりした民主主義の傳統がない。まだ〳〵日本人の心の中には、民主主義というと、何かしら「外から與えられたもの」という感じが抜けきれない。そういう他律的な氣持で、半信半疑ですゝんでいったのでは、できるはずの祖國の再建も、失敗に終ることがないとはいえない。民主主義は、國民が民主主義によって生活するのがいちばんよいということをじゅうぶんに納得し、自分たちの力を信じ、もり上がる意氣ごみで互に協力するのでなければ、ほんとうには栄えない。

だから、われ〳〵が次のような疑問をいだくことは、きわめてしぜんなのである。

どうして日本國民は民主主義の政治と民主主義の社会とを必要とするのか。民主主義の制度は、それ以外の制度によっては得られないどんなものを、われ〳〵に與えてくれるのであろうか。民主主義は、それを実行する國民に、安全と幸福と繁栄とをもたらすというが、その証拠はどこにあるのか。民主主義の制度は國民を欠乏と恐怖とから解放してくれるというが、それは実際にはどういうふうにして行われるか。こゝに述べられているようなことは、たしかに民主主義の理想ではあろう。しかし、どんな政治でも、すくなくともうわべは美しい理想を掲げる。その中で、なぜ民主主義が理想を実現するのにいちばん適しているのか。どうして独裁主義であってはならないのか。どうして民主主義でなければいけないのか。

これらは、いずれも、きわめて当然な疑問である。なぜならば、一つのことをやってみようとする場合、それをやってみて、はたしてうまくいくかどうかを疑うのは、あたりまえのことだからである。疑うことを禁じて、少数者の指令の下に國民を引きずっていこうとするのは、独裁主義である。また、疑ってみる氣力も自覚もなく、たゞ黙って、示された制度の下についていくのは、封建主義的な屈從にほかならない。だから、われ〳〵國民は、だれしもそういう疑問を心の中に持っているものとして、民主主義の立場からそれに答えてみることにしよう。

二　民主主義の原動力

民主主義の原動力は、國民の自分自身にたよっていこうとする精神である。自らの力で自らの運命を切りひらき、自らの幸福を築き上げていこうとする、不屈の努力である。自らの力を信じえない者は、何か人間以外のものの力にたよって、局面の展開を期待しようとする。自らの力ではどうにもならないときに、神風が吹くと期待するのも、それである。人間の力ではどうにもならない必然的な法則があって、それによって歴史の変革がなしとげられると信じ、それ以外のものの考え方を排斥するのも、そのような態度の一つであるといってよい。しかし、人間の社会は人間が作っているのである。人間の歴史は、長い世代を通じての、人間の努力と営みとによって築き上げられてきた。人間の作った社会の欠陥は、人間の力で是正できないはずはない。人間の築き上げてきた歴史は、人間の意志と努力とによって更に向上し、発展していくに違いない。このような人間の力に対する信頼こそ、民主主義の建設の根本の要素なのである。

しかも、民主主義における人間への信頼は、英雄や超人や非凡人に対してさゝげる信頼であるよりも、むしろ、こゝに住み、そこに働いている「普通人」に対する信頼である。英雄をあがめ、がいせん将軍を玉座にまつりあげるということは、すべての専政君主制の始まりであったといってよい。ヒトラーの非凡な力を信じ、ムッソリーニのことばに随喜の涙を流す態度は、文化のすゝんだ二十世紀の世の中に、独裁主義を可能ならしめる基礎となった。

もちろん、民主主義の下でも、りっぱな人物を選んで、それを國民の代表者とし、その人々の決定に従うということは、必要でもあるし、たいせつでもある。けれども、民主主義の國民は、自分たちの選んだ人々に、無條件の信頼をさゝげるということはない。りっぱな人物だと思って選んでも、その人々の行動がまちがっていると信ずる場合には、これに対して公正な世論の批判を加え、それをたえず是正していくのは、民主國家の國民の自由であり、権利であり、責任である。そこに國民の主権がある。その根底には、國民の、自分自身に対する信頼がなければならぬ。自分自身に対する信頼を失った國民は、かならず他力本願の独裁主義に走る。民主主義は國民自らが築く。民主主義のもたらすものは、國民自らの努力のもたらすものにほかならない。

およそ人間は、生きていくことを求める。生きている以上、だれしも、できるだけ生きがいのある生活をしていきたいと願望している。死にたいと思う人もないわけではないが、それは、生きがいのある生活をしていくみこみがなくなったためである。したがって、自殺をする人でも、生きがいのある生活を求めていたといってさしつかえない。生存と幸福と繁栄とを求める意欲は、あらゆる人間生活の原動力なのである。

このことは、個人についていえるばかりでなく、多数の個人によって組織された團体にもあてはまる。一つの家族に属する兄弟姉妹は、かれらの家族たちがいつまでも健康で、楽しい生活をつゞけていくことを願う。なぜならば、かれらはその家族の一員であり、その家族はかれらの家族だからである。同様に、野球のチームを組織している少年たち、バレーボールのチームを作っ

ている少女たちは、自分たちのチームが強くなって、試合に勝つことを欲する。なぜならば、それが自分たちのチームだからである。農業協同組合に属している農民たちは、それが自分たちの組合であるという簡単な理由から、その組合が存続し、発展していくことを念願する。そうして、組合員が單にそれを念願するだけでなく、また、組合の運営を少数の役員のみにまかせきっておくという態度にとどまることもなく、みんなでよってたかって組合の発展のために協力するならば、いろ〳〵な困難はあるにしても、組合員の念願はだん〳〵と実現されていくであろう。しかも、それが同時に、組合員各個人の福利を増進させることとなるであろう。家族が繁栄し、チームの成績が向上するのも、それとまったく同じ原理によるのであって、それ以外に社会生活を進歩させる秘訣はありえない。

これは、きわめて簡單な、わかりきった事柄である。それなのに、多くの人々はすべての人間が生きがいのある生活をすることを求め、かつ、自分たちの属する團体の向上と発展とを強く念願するものであるというきわめて簡單な事実こそ、民主主義によって何がもたらされるかを最も確かに約束するゆえんであることに、氣がつかない。

民主主義の下では、社会または、國家を形作っているおのおのの個人は、人間がだれしも持っているこのような要求や念願を、政治を通じて自分たちの力で実現していこうとする。民主主義は、國民のものであって、國王のものでもなく、独裁者のものでもない。民主主義の政治は、國民に属する。だから、よしんば國民が自分たちの利益だけを考えて、他のなにごとをも考えなかったとしても、國民の行う政治は國民各自の福利を増進することになるはずなのである。もちろん、國民の間には、いろ〳〵な利害の対立があるであろう。しかし、それにしても、民主政治は、國民の多数の意見を基礎として行われるから、國民の政治は、すくなくとも國民の多数の利益と合致するようになっていくはずである。まして、國民が、自分たちひとりひとりの利益は、社会全体の利益とはなれてあるものではないことを知り、常に個人の利益と公共の福祉との調和をおもんばかって行動するならば、「國民の政治」「國民による政治」はかならず、「國民のための政治」になるというのが、民主主義に疑いを持つ人々は次のように言うであろう。

これに対して、民主主義の根底をなす確信なのである。

民主主義は「國民の政治」であるというけれども、それは実は「財産を持った國民」の政治である。國民の中の階級の対立はきわめて根強いものであって、金持たちはかれらの地位を守るためにあらゆる手段を講ずる。したがって、議会政治といっても、それをそのまゝに放任しておけば、うわべは経済民主化の政策をかゝげている政党でも、裏では成金の提供する金で動くということになってしまう。そこで、階級の間の争いはます〳〵激しくなって、そのような正しくないことの行われる民主主義そのものを否定しようとする動きが強くなっていく。それなのに、民主主義がひろまっていきさえすれば、かならず國民すべての福祉と繁栄とがもたらされると説くのは、すこぶる甘い考え方ではないか、と。

なるほど、民主主義の憲法を作っても、議会政治を確立しても、独裁主義に走ったり、金権政

治が行われたりする危険は、なくならない。そのことは、これまでにもたびたび述べてきたとおりである。けれども、それは、國民が少数で政治を引きずっていこうとする人々のせん動に乗せられたり、選挙のときに投票することだけが民主主義だと思って、あとは政治を人任せにしておいたりした結果なのであって、けっして民主主義そのものの罪ではない。今日の多くの民主國家では、政治に参與する権利は、年齢の点を除いては、ほとんど無制限に拡大されている。もしもその権利を持っているすべての國民が、政治のかじを取る者は國民であることをはっきりと自覚し、代表者を選ぶときにも、真に自分たちの利益を守ってくれるような人を選挙し、國会や政府の活動に対しても、常に公正な國政の運用が行われるように、批判とべんたつとを加えていくならば、その結果が「國民のための政治」となって現われえない理由がどこにあるであろうか。國王が権力を持っていれば、國王と、それをとりまく特権階級とにとってつごうのよい政治が行われる。金持によってあやつられ、その思うままに動く政府は、金持の利益になるような政治をする。それはあたりまえのことである。そうであるとすれば、政治が「國民の政治」であり、國民が利害得失をよく考えて、政治の方向を決めていくならば、その結果が國民大衆の利益と合致するということも、それと同様にあたりまえのことでなければならないではないか。

ただ、その場合、おいぜいの國民が、自分たちには政治のことはわからないと思って、投げやりの態度でいれば、話はもちろん別である。國民がそういう態度だと、かならず策謀家や狂信主義者が現われて、事実を曲げた宣傳をしたり、必要以上の危機意識を鼓吹したりして、一方的な判断によって無分別な國民を引っぱっていこうとする。そうして、わけもわからずに行う投票の多数を地盤として、権力をその手ににぎる。その結果は、きっと独裁主義になる。

これに反して、せっかく自分たちの手に與えられた政治の決定権を、ふたたび独裁者に奪い取られてはならないと思う國民は、政治の方向を自分たちで決めていくことによって、自分たちにとって生きがいのある社会を築き上げようと努めるであろう。民主主義は、國民の中のどこにもこにもいる「普通人」が、それだけのことをする力を持っているという信頼のうえに立脚している。いいかえると、民主主義は、自分たちの意志と努力とをもってよい世の中を作りだしていこうとする、一般人の自頼心によって発達する。つまり、民主主義は、國民が、自らのために思って自ら努力するという、きわめて簡単な、きわめてしぜんな法則によって、國民のために最もよいものをもたらすに相違ないのである。

三　民主主義のなしうること

われわれは、第二章で、旧時代の専制主義から、主権を持つ國民の政治への進化の跡をかえりみた。昔の専制時代の國王は、自分だけの手に権力をいつまでも独占していたいと思ったにもかかわらず、貴族たちにその権力をある点まで分かち與えることを余儀なからしめられた。また、封建時代の専制者たちは、その意に反して、富裕な商人や大地主の力と発言権とを認めざるを得ないようになった。そうして、数世紀にわたる長い年代を経て、だんだんとそれ以外の人々や階

級が権力の分けまえにあずかり、政治の責任をになうようになってきた。熟練した職人や、小さな農業経営者や、小作人や、工場や農場に働く労働者や、そうして最後には、國民の約半数を占める女子が投票権を獲得し、公の仕事にたずさわるにいたった。

このようにして、長い経過をたどって、政治は國民の政治となってきたのである。すなわち、國民によって運用され、國民に奉仕し、國民の利益を主眼とする政治になってきたのである。このような政治の形態は、國民が、政治は國民のものであることをはっきりと意識しているかぎり、また、國民が、政治の第一の目的は國民各自の権利を保護し、國民のひとりひとりに自分自身をじゅうぶんに伸ばす機会を與え、ひろくその生活を豊かならしめるにあることを深く自覚しているかぎり、いつまでもつづいていくであろう。

かくて、民主主義は、安寧と幸福と繁栄との最も確実な基礎となる。この基礎のうえに、國民が営々としてたゆまない努力によって築き上げていく成果が、民主主義のもたらすものなのである。政治が國民のうえに君臨する尊大な主人ではなく、國民のために奉仕する忠僕であるということは、民主主義によってのみ保障される。國民生活をできるだけ幸福に、豊かに安全にするための政治は、政治的権力が國民の手の中にあるかぎり、から手形に終る心配はない。

もちろん、一つの國家の國民が実際にどこまで豊かになれるかは、その國の廣さや、資源や、その他の自然條件によって左右される。多くの國々は、原料が不足し、天然資源が貧弱であるために、長い間苦しんできたし、今でも苦しんでいる。たとえば、アジア全体として食糧が不足し、世界全体として住宅難に悩まされているのは、今日の実情である。しかし、どんな政府でも、いかにほんとうに民主主義的にできあがった政府でも、土地のないところに土地を生み、鉱脈のない山を鉱山に変化させることはできない。民主主義は、國民に、できうる範囲内で最もよい生活のあり方をもたらすことを約束する。しかし、それは、無から有を生み出すわけにはいかない。

日本のように、國土が狭く、資源はひじょうに限られ、そのわりに人口があまりにも多すぎる國では、特にこの点を最初からはっきりと勘定にいれておく必要がある。民主主義は、戰災の廃虚の上に日ならずしておとぎの國を築き上げる魔法やてじなではないのである。だから、民主主義はできるかぎりの安寧と幸福と繁栄とをもたらすといったからといって、そのような状態がまもなく到來すると期待し、それが思うようにいかないのを見て、民主主義の理想をあきらめてしまうというような態度は、はなはだしい短慮であり、また、きわめて危険である。自ら招いて歴史上みぞうの敗戰のうきめをみた日本國民が、当分の間、苦難に満ちた険しい道を歩んでいかなければならないのは当然であり、そこに一時的な混乱や、容易に取り除きえない運命の不公平が生ずることも、やむをえない。しかし、それに絶望し、それをのろう氣持にとらわれていると、そこを利用して、不平を助長し、混乱を増大させつゝ、急激に社会機構を変革させようとする政治の動きが現われてくる。

しかし、民主主義が戰災の廃虚の上に日ならずしておとぎの國を築き上げる魔法ではないのと

同様に、民主主義以外にも、てのひらをかえすように歴史の歩みを轉換させて、不合理なことの多い世の中から、きれいさっぱり不平不満の原因をなくしてしまうてじなは、ありえないのである。荒廃した國土の上に、平和に栄える祖國を再建するにはどうしたらいちばんよいかを國民みんなで考え、お互にそれについて自由に論議をかわし、その中で多数の支持する方針を試みつつ、その方針をだん〳〵と改善して、その方向に向かって國民の眞剣な努力を傾注していく以外に、確かで安全な道はない。そうして、それが民主主義であり、民主主義以外の何ものでもない。

日本が天然資源に乏しいこと、敗戰によってはなはだしく荒廃した狀態に陷ってしまったことは、なんともしかたのない事実である。しかしそれだからといって、日本の前途について絶望したり、單なる他力本願の氣持をいだいたりする必要はない。ヨーロッパの例をとってみても、スイスのごときは山ばかりの小國で、取り立てていうほどの資源は何もない。しかも、スイス人は、その勤勉と技術とによって、精密工業、中でも時計の生産において世界に誇る成果をあげている。デンマークも、九州にほゞ等しい面積しかない小さな國で、しかも、一八六四年のドイツおよびオーストリアとの戰爭にやぶれ、いちばんよく肥えた土地であるシュレスウィッヒ、ホルシュタインの二州を失った。それにもかゝわらず、ダルガスという先覺者の着想と努力とを生かして、ユトランド半島の荒地の開発と植林とに成功し、世界有数の農業國および畜産國として、みごとな祖國再建をなしとげた。その際、デンマーク独特の國民高等学校による農民教育が、農業や畜産の技術をすみやかに普及向上させ、農業協同組合の高度の発達をうながし、デンマークを物心両面におけるヨーロッパの樂土たらしめるのにおゝいに力があったことを、忘れてはならない。

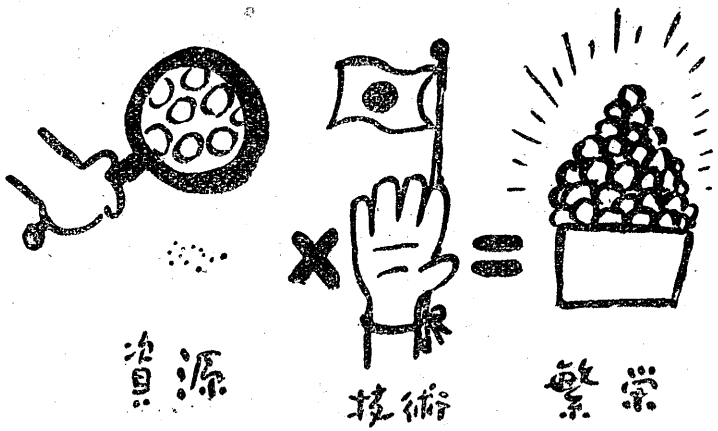

およそ、悲観と絶望との中からは、何も生まれてはこない。困難な現実を直視しつゝ、それをいかに打開するかをくふうし、努力することによってのみ、創造と建設とが行われる。そうして、國民こぞっての努力に、筋道と組織とを與えるものが、民主主義なのである。

もちろん、日本の再建は、日本國民だけの力ではできない。それには、外國の好意ある援助も必要だし、特に貿易の振興に力を注がなければならない。今日の世界では、國と國との間の持ちつ持たれつの協力の関係が、ます〳〵必要となってきている。その関係を組織的に秩序づけていこうとする努力が、前の章に述べた國際民主主義となって現われているのである。日本

は、一日もはやく國際社会の正常な一員としての地位を回復することを、せつに念願している。しかし、それには、まず日本國民が自分自身の力で立ち上がることが先決問題である。「天は自ら助くるものを助く」という。自分で自分の陥っている苦境を克服しようとする氣慨のない者は、天からも人からも見離されるであろう。日本は天然資源に乏しく、人口過剰に大きな悩みを持ってはいるが、日本人にはまた、きわめてすぐれた技術がある。この技術を生かすと同時に、日新月歩の科学を産業面に高度に活用していくならば、輸出をさかんにすることによって國民経済の水準を向上させることは、けっして不可能ではない。その場合にもまた、自頼の精神こそ、日本國民の將來のために民主主義が何をもたらすかを決める第一のかぎなのである。

四　協　同　の　力

民主主義の社会を動かし、その活動の能率を高めていくものは、人間の力である。しかし、それは、人間の力といっても、單なる個人の力ではなく、また、單なる個人の力の總計でもない。リンカーンは言った。「政治の正しい目的は、國民全体のためにぜひともなされなければならないことでありながら、國民のばら〳〵の努力やひとりひとりの能力ではすることができず、あるいは、やってもうまくはいかないような事柄を、やりとげていくにある」と。民主主義は、無から有を作りあげることはできない。しかし、一見不可能のようなことを可能ならしめる力を持っている。それは、協同の力であり、組織の力である。

民主主義的な協同の力を発揮して、どうすることもできないと思われていた自然の災害を克服し、みごとに繁栄と福祉とを築き上げた一つの実例をあげよう。

北アメリカの東部に近い山の中を、テネシー川というミシシッピの支流が流れている。数世紀にわたって、この川は、自然のまゝにかってな道を通って流れていた。そうして、ある季節がくると、決まったように大水が猛威をたくましゅうした。数百万トンのよく肥えた土がそのために洗い去られた。町や村は破壊され、何年かの間には数千の人々が溺死したり、家を奪われたりした。自然の災害は起るまゝに放任され、人間はたゞ手をつかねて、どうすることもできずに、ときを決めて訪れる天災と荒廃とを見つめているだけであった。

ところが、やがて、人々の中に次のような考えが浮かんだ。「われ〳〵は、こうして何もしないで、たゞ災害の起るがまゝにまかせておいてよいものであろうか。この暴虐な川をおとなしくさせるくふうはないものだろうか。この荒れ狂う川を手なずけ、それを恐ろしい敵から有益な友に変化させる道はなかろうか。きっと何か手だてがあるに相違ない。われ〳〵は、それをさがし求めなければならない。もしも、そのくふうがつかなければ、われ〳〵はこの谷を見捨てて他の地方に移住するか、さもなくばわれ〳〵の農場が荒地になってしまうのを待つか、どちらかを選ぶほかはない。われ〳〵の生活は餓死に近づくであろうし、われ〳〵の生命が大水に押し流されてしまう危険もある。われ〳〵は生を選ぶか、死を待つか、その決心をしなければならない。」

そこでテネシー谷の住民は合衆國政府の援助を受けて、テネシー川の大水をくいとめるという

大仕事に取りかゝった。もちろんこれに対しては、いろ〳〵と大きな障害があった。中でも、保守的な政治家や、電力会社の代表者たちの中には、極力この計画に反対するものがあった。しかしあらゆる障害や反対にもかゝわらず、計画は立てられ、着々として実行に移された。その計画によれば、すべてで二十八のダムを作る予定であるが、そのうち二十六までがすでに完成されている。これらのダムの建造によって、テネシー谷の住民の生活水準は根本から高められ、その生活の安全は確保されたばかりでなく、一般に國の福祉にも大きな寄與をもたらしているのである。

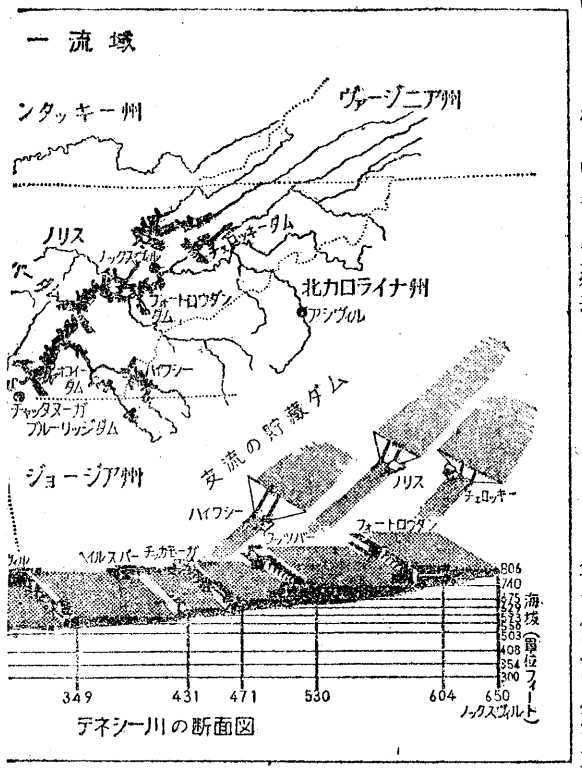

テネシー川の断面図

これらのダムができたおかげで、年々多大な財産を破壊し、すくなからぬ人命をさえ奪っていたテネシー川の水は、水力発電にふりむけられることになった。電力が、人手をはぶき、能率を高め生産を増加させるのにどれだけ役に立つかは、だれもが知っている。テネシー谷の発電裝置は、一年に百五十億キロワット時の電力を供給する。その結果、利用しうる電力がわずか十五年の間に十倍になったために、テネシー谷の農民は、合衆國全体のひとりあたり平均の電力消費量の六割増しの電力を、一割六分だけ安い料金で農業経営やその他の事業に使うことができるようになった。一方、大水となって狂暴な破壊力をたくましくしていた水は、貯水池に満々とたゝえられることになったために、一年に水害によってこうむる約八百万ドルの損害を免れうる結果となった。年ごとに洗い去られる心配のなくなった土壌には、電力によって生産された豊富な化学肥料が施された。かくて、その地方の農民は、とうもろこしと小麦では二倍、大麦では約七割五分の増收をあげうるにいたった。かつては、水害のために乾燥することのない濕地帯にマラリア

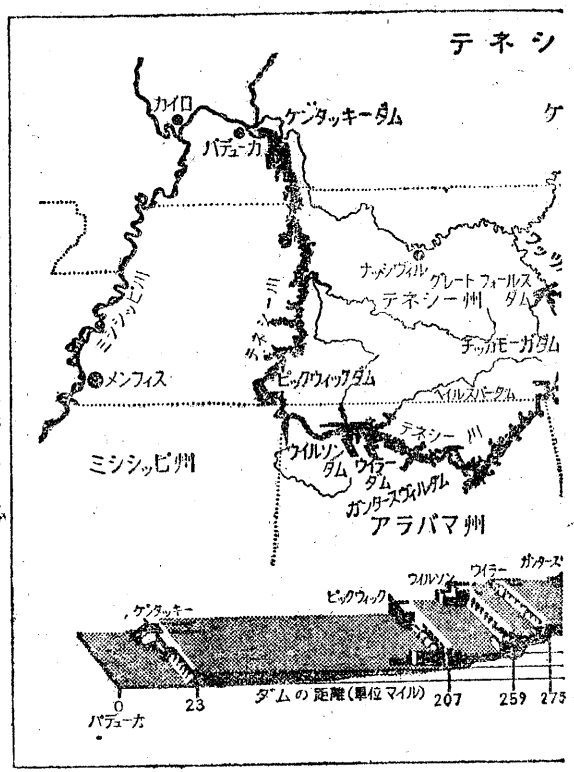

が流行して、住民を苦しめた。その率は、一九三八年には、なお人口の十パーセントであったが、一九四八年には一パーセントに低下している。

このような効用と福利とをもたらした事業は、テネシー谷開発廳の手によって経営されているが、それだけの大事業をやりながら、しかもそれが少しも國庫の負担にはなっていないのである。それどころか、この事業は財政の面においてもひじょうな成功をおさめてさえいる。すなわち、そこでは、電力を合衆國の平均料金よりもずっと安い料金で賣っているにもかゝわらず、それからあがる收入で國庫から借り入れた総金額のうち二千三百万ドルを返済し、一億三千二百万ドルを事業の改良と拡張とにふりむけ、なおかつ、投下資本の五パーセント以上の利益が生み出されつゝある。

しかも、テネシー谷開発廳は、もとより営利会社ではない。それは、人民の所有に属し、人民の役員たちによって経営され、それによって得られた利益は、個人の收入になるのではなくて、すべて人民の生活を豊かにするために用いられているのである。だから、この事業は、資本主義の組織とは違った公企業の経営方針を採用しつゝ、それによって経済生活の民主化に成功したすばらしい実例であるということができよう。

日本でも、たとえば利根川のような川は、しばゝ〳〵大水を起して流域地方に大きな被害を及ぼしている。これを、上流にダムを作って水をせきとめ、大規模な発電所を設けるならば、たゞに大水を防ぎ、かんがい用水を適当に調節しうるばかりでなく、豊富な電力を利用して窒素肥料を作り、各種の工場に動力を供給し、農村生活の電化をも行うことができるであろう。

その場合、そのような仕事を、テネシー谷開発廳のように、最初から公共事業として行うのもよい方法である。しかし、それに要する多大な資本を集めるには、これを会社組織にして、ひろく國民の投資をうながす方がやりやすいこともある。かりに、この種の仕事を会社経営で行ったとしても、それによって多くの利益があがれば、従業員にもじゅうぶんな賃金を支給することができ、失業救済にも大きな役割を演ずることになろう。その会社の株式が財閥によって独占されず、直接に利害関係を持つその地方の住民や、ひろく全國の人々に分散されるならば、利益の配分が一方に片よることも防がれうるであろう。そうして、その事業によって國民生活の福祉が増進するならば、それが公共事業として行われるか、会社の経営にゆだねられるかは、たいした問題ではないといいうる。経済生活の民主化を図るうえからいって、資本主義と社会主義とが、かならずしも普通に考えられるように対立的な意味を持つものでないことは、前に第九章で説いたとおりである。問題は、公共事業がよいか、会社経営がよいかにあるのではなく、どうすればそのような事業をさかんに興すことができるか、國民を代表する政府がかじを取ってこの種の事業を、民主的に経営していくにはどうすればよいか、にあることを知らなければならない。

五　討論と実行

民主主義の理想は、人間が人間たるにふさわしい生きがいのある生活を営み、お互の協力によ

って経済の繁栄と文化の興隆を図り、その豊かなみのりをすべての個人によって平和に分かちあうことができるような世の中を築いていくにある。ある一つの國が、與えられた歴史的な條件の下で、どうすればこの理想の実現に向かって一歩でも近づいていけるかは、何よりもまず、その國の政治によって解決されるべき問題である。その方針は、國により事情によって種々さまざまであるが、いかなる方針を採用する場合にも、それを決定するものは國民の多数の意志でなければならない。國民のための政治は、國民自らの力によって発見されなければならない。國民の意志で決めた政治の方針は、ときにはまちがうことがあるであろう。しかし、政治の決定権が國民の手にあるかぎり、更に國民の意志によって政治の誤りを是正していくことができる。民主主義の理想に一歩一歩と近づいていく道は、それであり、それ以外にはない。

これが、今まであらゆる角度から見てきた、民主主義の根本の態度である。しかし、これに対して、人は不幸にしてなんべんとなく疑いを新たにする。すなわち、そのように、やりそこなってはまたやりなおして、漸進的に理想に近づいていこうとする政治の方針は、なんべんでもやりなおしをしているだけの余裕のある國、余裕のある時代の話である。そんなのんきなことをしている余地のない、せっぱつまった状態では、すみやかにただ一つのいちばんよい方針、または、ただ一つの絶対的な進路を見つけて、國民全部の力をその一筋の道に集中していくほかはないのではないか。それには、あちらになびき、こちらに動く、そのときどきの國民の多数意志で政治の方向を決めていくのではだめなのであって、やはり、少数の賢明な人々に全権をまかせるのがよいのではないか。あるいは、歴史の必然的な法則にしたがって、わき目もふらずに直進することにならざるを得ないのではないか。人は、そのように疑う。そうして、そういう疑いをいだくところに、ふたたびみたび、独裁主義への誘惑が忍びこむ。

ことに、日本の現状は、そういう疑いをいだくのにつごうのよいような材料がたくさんある。敗戦と戦災とは、日本の産業に大打撃を與えた。その結果として、日本の経済ははなはだしい窮乏状態に陥っている。そこからくる社会の不安は、やもすれば議会政治に対する不信の氣持を強め、この本で説明してきたような民主主義では日本は救えないのではないかという疑問をいだかせる。過激な政治の方針を実行しようとする一部の人々は、そこをねらって、ますます社会不安を増大させるような運動を展開し、危機が迫りつつあるという宣傳を行い、自分たちの方針についてくる以外に、日本民族の生きていく道はないと思いこませようとする。そうして、國民を、あらゆる分野での闘争にかり立てていこうとする。

なるほど、今日の日本は、実に苦しい、実にむずかしい立場におかれている。こういう状態では、どのような政治の方針によるべきかについて、國民の間に激しい意見の対立が生ずることも、ある点まではやむをえない。

しかし、その中のどの意見といえども、それだけが絶対に正しく、それ以外の意見はすべて絶対にまちがっているといいきる権利はない。なぜならば、人間の考えることには、どうしても誤りがありうる。それなのに、自分たちの方針だけが絶対に正しいと信ずる人々は、ひとたび政治

の実権をにぎってしまえば、國民をその一つの方針で引っぱっていくだけで、それに対する批判や反対を許そうとしない。したがって、その方針がまちがっていた場合にも、その誤りを是正することができなくなってしまうからである。そればかりでなく、一つの立場を絶対のものとし、他の立場を絶対に許すまいとすれば、違った意見と意見との間に、妥協の余地のない闘争が行われることにならざるを得ない。國民の生活が一日もゆるがせにできない困難な状態にあるとき、そのような闘争を激化させることは、自ら求めて、困難を克服する機会を永久に失うゆえんである。だから、意見の対立も、対立する意見の間の争いも、國民が協同の力を発揮して困難に打ち勝つための討論の範囲を越えてはならない。それが、民主主義の規律である。

日本の前途に幾多の大きな困難が横たわっていることは、だれの目にも明らかである。それに打ち勝つためにどうすればよいかについて、國民が眞剣に討論しようとするのは、当然のことである。けれども、近代國家としての歴史が短く、民主主義の社会生活の経験に乏しい日本國民にとっては、討論が机の上の討論としてからまわりをしてしまう場合が少なくない。たとえば、人人はよく資本主義の弊害を論ずるが、今日の先進資本主義の國々は、資本主義の制度の根本は変えないで、経済の民主化をはかるために、さまざまなくふうをしている。またある國々では、急激な変革を避けつゝ、資本主義と社会主義のそれぞれの長所を採った政策が実行されている。大資本に対する中小商工業の立場を守るために、きわめてよく組織された協同組合を発達させたり、大規模な消費組合を作って、消費者の利益をはかったりすることも、行われている。日本では、まだ、そういう経験があまりない。だから、今日の日本としては、いたずらに議論をたゝかわせているよりも、それらの諸外國の実例や経験をよく研究して、それを日本に適合するようなしかたで実行してみる方が早道であるといえる。議論もたいせつだが、実行してみたうえでの議論の方がもっと効果がある。日本國民のうえに、大きな苦難がのしかゝっていることはたしかだが、その苦難は、それらの建設的な試みを実行してみることを許さぬほどの、絶対にどうすることもできぬ苦難ではない。

かくて、日本の将來の希望は、かゝって、今まで人類の経てきたいろ〳〵な経験を生かして、討論しつゝ実行し、実行しつゝ討論する、國民すべての自主的な意志と努力とのうえに輝いている。議論するのもよい。が、まず働こう。やってみよう。日本人が日本を見捨てないかぎり、世界は日本を見捨てはしない。民主主義の理想は遠い。しかし、そこへいたるための道が開かれうるか否かは、われ〳〵が一致協力してその道を切り開くか否かにかゝっている。意志のあるところには、道がある。國民みんなの意志でその道を求め、國民みんなの力でその道を開き、民主主義の約束する國民みんなの安全と幸福と繁栄とを築き上げていこうではないか。

民主主義上卷の目次

第一章　民主主義の本質
第二章　民主主義の發達
第三章　民主主義の諸制度
第四章　選舉權
第五章　多數決
第六章　目ざめた有權者
第七章　政治と國民
第八章　社會生活における民主主義
第九章　經濟生活における民主主義
第十章　民主主義と勞働組合
第十一章　民主主義と獨裁主義

昭和二十四年八月二十二日　飜刻印刷
昭和二十四年八月二十六日　飜刻発行
〔昭和二十四年八月二十六日文部省検査済〕

Approved by Ministry
of Education
(Date Aug. 22, 1949)

著作権所有

著作兼発行者　文部省

民主主義　下

定価　金二十三円八十銭（小・中学校用）
定価　金二十四円五十銭（高等学校用）（取引高税込）

飜刻発行者　東京都千代田区神田岩本町一番地　教育図書株式会社　代表者　小松謙助

印刷者　東京都新宿区市谷加賀町一丁目十二番地　大日本印刷株式会社　代表者　佐久間長吉郎

発行所　教育図書株式会社